

令和 7 年第 3 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 7 年 6 月 1 8 日 (水)

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会 (開議) 令和 7 年 6 月 1 9 日 (木) 午前 9 時 3 0 分

出席議員 (12 名)

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者		長 根 一 彦
総 務 課 長		高 山 幸 人
企 画 財 政 課 長		西 舘 峰 夫
防 災 管 財 課 長		木 明 裕 二
産 業 振 興 課 長		上 野 義 孝
町 民 課 長		富 吉 卓 弥
介 護 ・ 福 祉 課 長		飯 田 貴 子

健康づくり課長	木 明 修
建設水道課長	五十嵐 洋 介
建設水道課調整監	古 林 輝 樹
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	飯 田 満
学校教育課指導室長	濱 田 健 太 郎
社会教育・スポーツ課長	玉 山 順 一
中央公民館長兼図書館長 兼歴史民俗資料館長	二 木 智 徳
総務課長補佐	七 島 良 嘉
総務課主幹	四 戸 俊 彰

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 中 利 実
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

- 1、村 中 玲 子 議員
- 2、木 戸 忠 勝 議員
- 3、大 湊 敏 行 議員
- 4、赤 垣 義 憲 議員
- 5、中 谷 謙 一 議員
- 6、五十嵐 勝 弘 議員

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） 本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（岡山義廣君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告者は6名です。登壇の順序は、別紙のとおり決定しています。

なお、改めてお伝えします。1議員の一般質問の規定時間は、質問から最終答弁まで60分以内です。時間の計時は、議場のモニターで行います。残り時間がゼロになった時点で時間終了です。残り時間が5分を切るとブザーが鳴ります。規定時間内に終了できるよう、ご配慮願います。

一般質問を終了するときは、その旨の宣告を行います。

それでは、一般質問を行います。

4番、村中玲子君の登壇を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） おはようございます。4番、村中玲子です。通告に従い質問してまいります。

初めに、子育て支援と子供たちが、健やかに育つ環境づくりについて質問いたします。近年共働き家庭が増える中で、小学校入学を機に保育園と小学校の預かり時間の違いによって、小1の壁が問題になっています。保育園では、午前7時からの預かりがありますが、夏休み期間中の児童館の開館時間は、午前8時半からであるため、出勤時間に間に合わない保護者から、午前7時から開けてほしいとの声もあります。夏休みなど、児童館を午前7時から開館することはできないか伺います。

また、町内の保護者の方々から、外遊びができる場所が少ない、遊具が物足りなく、特に小学生はすぐ飽きてしまうといった声も多く聞かれます。例えば愛宕公園の遊具は、新しくなったとはいえ、未就学児対象のもので、小学生には物足りない印象が強く、遊びの幅が限られています。結果として、家でゲームや動画視聴に時間を費やす傾向が強まり、運動不足や体力低下にもつながります。

一方で、五戸町のひばり野公園では、未就学児から小学生、保護者や高齢者までもが自然と体を動かせるような遊具や設計がされており、大変魅力的です。

そこで伺います。愛宕公園をはじめとする町内の公園において、小学生らも楽しめるような遊具の増設、方針はあるのでしょうか。保護者が安心して働き続けられる環境と、子供たちが安心して

楽しく過ごせる環境は、町の将来につながる重要な投資だと考えておりますが、町の見解を伺います。

2つ目に、スマホ教室の開催について質問いたします。スマート自治体への移行が進む中で、住民の中にはスマートフォンの基本的な使い方やQRコードの読み取り、メールやSNSの操作などに不慣れな方が少なくありません。特に高齢者を対象としたスマホ教室は、全国的に見ても非常に好評を得ています。

令和6年6月定例会の一般質問では、スマホ教室の開催について、公民館等での開催を提案しましたが、町からの答弁は、ドコモショップでのスマホ教室を利用させていただくことを望むとのものでした。しかし、住民がドコモショップに気軽に出向けるわけではなく、特に移動手段の限られた高齢者にとっては、大きな負担です。

そこで、改めて公民館や地域の自治会単位で住民が無理なく集まれるような場所でのスマホ教室の開催を提案いたします。このような取組は、単なるデジタル支援にとどまらず、地域住民相互のコミュニケーションの場にもなり、地域のつながりにも寄与すると考えておりますので、町の見解を伺います。

最後に、終活支援とエンディングノートの導入について質問いたします。近年高齢者の独り暮らしが増加しています。身寄りがいない、あるいはいても遠方に住んでいて頼れない、また疎遠であるといった理由から、いざというときに頼る相手がいないという不安を抱えている方が多くいらっしゃいます。こうした方々にとっては、自分が亡くなった後の葬儀や納骨、部屋の片づけ、相続財産の処分、孤独死への不安など、考えなければならないことが多岐にわたり、精神的、経済的な負担は大きなものです。

終活というとお葬式やお墓の準備だけが注目されがちですが、実際には医療、介護、年金、資産管理、住まいのことなど、人生の最終段階をどう迎え、どう自分らしく生きるかを考える重要な取組です。そして、亡くなった後に備えることで、残された家族や周囲の人への負担を軽減することにもつながります。

このような背景から、他の自治体でも導入が進んでいるエンディングノートの活用支援を当町でも検討していただきたいと思います。エンディングノートは、自分の思いや希望、財産、医療、介護などを記録しておくもので、家族との対話のきっかけになり、将来的な備えとして非常に有効です。法的な拘束はありませんが、住民の不安を軽減するツールとして大いに活用できるものと考えておりますが、町の見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。それでは、村中議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の子育て支援と子供たちが健やかに育つ環境づくりについてお答えします。初めに、議員ご指摘の小 1 の壁についてであります。これは一般的に保育園や幼稚園から小学校に入学したときに保護者が直面する様々な問題のことで、今までは可能だった仕事と子育ての両立が難しくなる状況のことを示しているものと考えられます。

小学校入学をきっかけに児童館の利用を始める児童の保護者の方にとっては、これまで利用してきた保育園や幼稚園とは開館時間が異なることから、夫婦のみで子育てをする家庭や町外に通勤する保護者の方は、出勤前にお子さんを送迎することが難しい状況になるものと推察いたします。

児童館開館時間に対する町のこれまでの取組についてであります。長期休業中の開館時間を早めてほしいとの要望があったことから、試験的に今年の春休み期間中、開館時間を30分早めて午前8時から開館したところ、開館を早めた時間帯の1日当たり平均利用者は3名でした。児童館の長期休業中の開館時間につきましては、保護者に対するアンケート調査などによりニーズの把握に努め、運営に係る人員配置等を検討の上、可能な限り保護者の要望に添った開館時間になるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、愛宕公園の遊具は小学生には物足りないため、小学生も楽しめる遊具の増設、更新はあるのかについてお答えいたします。現在愛宕公園に設置されている遊具につきましては、揺動遊具が2基と、令和4年度にコミュニティ助成金を活用し整備したコンビネーション遊具が1基となっております。議員ご指摘のとおり、現遊具は小学生には少し物足りないと感じられるかもしれませんが、幼稚園児など小さなお子さんには大変好評を得ているところであります。

当町の各公園の遊具等は、コミュニティ助成金を活用し整備していることから、他市町村の申請状況等もあるため、毎年採択されるとは限りません。何年後になるか、お約束はできませんが、できることであれば、現在のコンビネーション遊具の隣に小学生が楽しめる遊具を設置したい考えは当初から持っておりますので、引き続き助成金の活用や財政状況を鑑みながら、地域住民が安心安全に楽しく過ごせる公園づくりを目指してまいりたいと考えております。

続いて、2点目のスマホ教室の開催についてお答えいたします。国では、デジタル社会の実現に向けた重点計画により、目指すべきデジタル社会のビジョンとして誰一人取り残さなれないデジタル社会を掲げております。

当町では、このビジョンの実現に向けて、昨年度DX推進の方針と関連する取組を取りまとめた野辺地町DX推進計画を策定いたしました。この計画の中にも、住民の誰もがデジタル化の恩恵や利便性を享受でき、新たな価値が創出される地域社会を実現するため、情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に生じる情報格差、いわゆるデジタルデバイド対策を掲げております。

議員からご質問及びご提案のあったスマホ教室についてであります。今年度町公式ラインの導入を計画しておりますので、運用開始に合わせ、町主催のスマホ教室を一度開催してみたいと考え

ております。

スマホ教室では、高齢者層を中心としたスマートフォンの基本的な使い方をはじめ、ラインのお友だち登録や設定の方法をテーマとしつつ、その他分からないことを質問できるような形で実施する予定です。詳細が決まりましたら、広報等を通じてお知らせしたいと考えております。

なお、昨年6月定例会の一般質問で答弁いたしました但、当町のNTTドコモショップによるスマホ教室については、一定の範囲内であれば無料ということでありまうので、こちらについても引き続き活用いただけると幸いでございます。

続いて、3点目の終活支援とエンディングノートの導入についてお伺いいたします。いわゆる終活とは、2010年頃から広く知られるようになった略語で、人生の終わりを意識し、最期を迎えるための様々な準備をすることではありますが、葬儀やお墓、身の回りの整理や土地、家屋を含む資産や権利擁護、相続の事柄まで多岐にわたります。そして、エンディングノートは終活について必要な内容を整理でき、自分自身の思いや希望などを残す手助けになるツールであると認識をしております。

また、最近では、今後何らかの理由により自ら意思を表明することができなくなったときに介護サービスを利用することや、終末医療を受けること等について、家族などに自身の希望を伝えることもできる役割も果たしており、厚生労働省も推奨しているところです。

高齢化が進む日本では、行政が行う高齢者のサポートの一環として、終活は重要な位置づけになりつつあります。当町でも、昨年には65歳以上の方が人口の40%を超えました。今年4月の時点では、独り暮らしの高齢者は1,152人、高齢者のみの世帯は1,860世帯となっていることから、町では緊急連絡先の把握や安否確認の事業を重点的に展開しております。

その一方、お亡くなりになった際、引取り者のない方は、全国の傾向と同様に町でも増加傾向にあり、親族がいても様々な事情で引き取れない方も多い状況です。このような背景もあり、町といたしましても、誰もが安心して老後を過ごし満足できる形で最期を迎えられることができるよう、終活をサポートすること、そして見送る人がいないまま亡くなった人への手続をスムーズに進められるように、存命中に終活に取り組める支援が必要であると認識し、体制整備を進めております。

現在エンディングノートを配布する自治体が増えており、町としても検討しておりますが、その活用に当たっては、お寺や葬儀屋をはじめ様々な業者や法律の相談等が関わることとなります。町といたしましては、それに係るサポートや相談の対応をはじめ、相談する方と適した関係機関とのつなぎの役割が必要ではないかと認識をしております。

加えて町民の皆さんが終活に取り組みやすい環境を構築するなど、総合的な体制整備も必要であると考えております。終活が自身の将来への不安を軽減し、その人らしく安心して暮らせることにつながるように、各種支援体制構築の準備をしまいたいと考えておりますので、ご理解のほど

お願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君の再質問を許します。

4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ご答弁ありがとうございます。

まず、小1の壁の問題の子育て支援について再質問させていただきます。春休みに8時から児童館を開けて開催したのは聞きましたけれども、8時から児童館を開けても保護者の出勤時間には間に合わないのではないのでしょうか。保育園は、7時頃から預けられるので、保護者は仕事に間に合うことができます。また、小学校も7時15分から登校できるので、仕事に間に合います。しかし、学校には保育園にはなかった夏休みなどの長期休暇があるために、その期間は働く保護者にとっては大きな壁となっているのが現状です。

そこで、検討していただきたいことがあります。学校が7時15分から登校することができて、それで保護者も仕事に間に合うのであれば、夏休み中など、児童館も7時15分から開けていただくことはできないかということであります。

児童館をもっと早い時間に開けてほしいとの声は、何年も前から保育に携わっている方々が声を上げていると聞いております。早急な対応が求められているのです。

保育士の皆様は、日々保護者の方々と直接向き合い、子供の預け先に関する悩みを肌で感じています。春休みに児童館を8時から開館したとお聞きしましたが、多くの企業は8時台に業務が開始される中、町外にお勤めしている方もいますし、通勤時間を考えますと、8時からの開館は働く保護者にとって必要としている時間ではないと思います。開館までの間、子供をどこに預けるか、あるいはどのように過ごさせるかという問題は、保護者にとっては大きな負担となり、時には仕事継続そのものに影響を及ぼしかねません。

児童館の開館時間を保護者の勤務実態に合わせて早めることについて、早急に考えるべきではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7時15分からの開館についてでありますけれども、仮に7時15分から開館した場合の児童館職員の人員配置などのこともありますので、まずは現在児童館を利用されている方からアンケートなりで調査をしまして、その時間帯、何人の方の利用があるのかなど調べてから検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） 従業員の確保の難しさは、本当に理解しますけれども、早朝の児童館の利

用は喫緊の課題となっております。例えば短時間の勤務スタッフを積極的に採用するなどしていただきたいと思っております。

また、この問題は単に数時間のずれ以上に、仕事をしている方にとっては深刻な影響を及ぼしています。開館時間まで子供の預け先に困り、やむを得ず仕事を休んだり離職を検討するケースも出てくると思います。これは、家庭の経済状況に直結するものであると思います。また、預け先が見つからず、やむを得ず子供だけで過ごす時間が生まれることは、事故や事件のリスクを高めることにもなります。

再び伺いいたします。7月になると夏休みが始まります。児童館が開く時間まで、子供の居場所をどうしたらいいのか、働く保護者はまた悩まなければなりません。今年の春休みに開始時間を8時にしていただいたのであれば、今度は今年の夏休みの開館時間を7時15分にさせていただくことはできないでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

開館時間につきましては、今後先ほど答弁したような保護者へのアンケート調査などによって7時15分にするか、それ以外の時間にするか、検討の上、なるべく保護者の意向に沿った開館時間で実施したいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 私は、アンケート調査などにとどまらず、開館時間の検討をしていただきたいと思います。

子育て世代の方々が預けたいときに預けることができるまず受皿をつくって、その中に入ってきてくれるような人を増やしていくことが安心して預けられる、住み続けたいようなまちになるのではないのでしょうか。ぜひ開館時間の検討をしていただきたいとお願い申し上げます。

次に、町内の遊具についてであります。愛宕公園は、町の中心であり、春まつりなどのイベントもあり、また気持ちよく散歩もできます。しかし、子供たちの遊ぶ遊具が寂しいと、子育て世代の方々は他の市町村に行って子供を遊ばせているというお話を耳にします。

そこで、教えていただきたいのですが、町内には遊具がいろいろありますが、これらの遊具の種類やタイプはどのような基準で決められているのでしょうか。例えば利用者の年齢層や安全性、地域の特性などを考えてのことなのか教えていただきたいのと、あと町内にある遊具の設置に係る財源はどこから捻出されているのか、お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

まず、前段の件でございますが、愛宕公園に限って言いますと、基本ユニバーサルデザインが条

件でございます。今までの遊具は、幼稚園児あるいはそれよりも小さい子供たちには大変危険な部分がございましたので、今新しく令和４年に更新した遊具に関しましては、幼稚園、そしてまた１歳、２歳児でも安心して遊べる遊具ということで、ユニバーサルデザインに該当する遊具を選定して愛宕公園に設置したものであります。

あと町内の児童公園等に設置されている遊具に関しましては、担当課のほうで自治会なりと協議して決定しているのではないかなというふうに思います。

後段のほうの財源についてでございますが、コミュニティ助成事業に関して、ハード事業、要は遊具等の設置に関しては1,000万円という上限額がございます。それを越えた部分に関しましては、単費での負担ということになりますので、財政状況等も考慮して、余り大きいのはちょっと厳しいのかなと。あと愛宕公園に関しては、エリアも狭いため、まずは幼稚園児、小さい子供、日中親御さんと遊べるような遊具を選定したものでございます。

○議長（岡山義廣君） ４番、村中玲子君。

○４番（村中玲子君） 国の助成金の中に、都市公園整備事業補助金というのがありますけれども、この補助金を使って公園の整備をしたところがありましたらお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 大変申し訳ございません。そういう情報は把握しておりません。

○議長（岡山義廣君） ４番、村中玲子君。

○４番（村中玲子君） この助成金で設置した遊具は、もう決まったものを設置しているのでしょうか。もう決められているのでしょうか、この遊具の設置のタイプですかそういうのは。お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

この遊具、この遊具というふうな決まりはございませんが、町のほうで業者と交渉しまして、ユニバーサルデザインに該当する遊具なのかどうかというのを確認して設置しております。

○議長（岡山義廣君） ４番、村中玲子君。

○４番（村中玲子君） 町内の保護者や子供たちからは、多様な遊具を求める声が上がっています。

そこで、愛宕公園に１つ設置していただきたいものがあります。それは、現在愛宕公園には未就学児対象の遊具がありますけれども、地域のこどもたちや若者が日常的に触れる機会を提供できるものとして、バスケットゴールの設置を検討することはできないでしょうか。地域住民からも、自分の庭にはスペースがなく、ボールが道路に出てしまい、危険性があるため安心して遊ぶことができないという切実な声が寄せられています。見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

愛宕公園をはじめ町内にある児童公園等には、バスケットゴールは今設置はされておられません。仮にバスケットゴールを整備するには、小さい子供たちが遊ぶ遊具エリアとある程度の距離を離して、ぶつかったりする危険がないなどを考慮する必要があると思います。

また、ゴールを設置するだけでなく、バスケットボールの場合、ゴール周辺をある程度の面積でそれ相応の整備をしなければならないとも考えます。既存の公園にバスケットゴールをつくることは、スペース的に慎重に考慮しなければならないと思います。

今回の村中議員の提案は、将来的に新しい公園整備等が行われる際には、案の一つとして協議していきたいと考えます。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ほかに高い滑り台が欲しいとか、アスレチックが欲しいという声も多く聞かれます。住民の声を反映した例えばアンケートを取るとか、そういうことをして、住民の声を吸い上げていていただきたいなと思います。

野辺地町には、スポーツの分野ですばらしい成績を収める子供たちがたくさんいます。部活や大会で活躍する姿を町民の皆様も大変喜んでいます。しかし、一方では、全ての子供が運動が得意なわけではありません。子供たちが体を動かすことが楽しいと感じられる環境を整えることは、運動が得意な子供たちだけでなく、全ての子供の育ちを支える土台になるはずです。子供たちの未来のために、前向きな検討をお願い申し上げます。

これで、1つの質問を終わります。

次に、スマホ教室について質問いたします。今年度スマホ教室を開催していただけるとのことで、ありがとうございます。具体的なことをお聞きいたします。時期的にいつ頃の開催になるのか、決まっていますでしょうか。また、町内何か所で開催するのか、もし開催場所が決まっていたらお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

時期的には、9月から10月にかけてを予定してございます。

場所につきましては、現在のところ役場を、町民ホールを予定しております。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） できることならば、あともう少し、馬門地区ですとか、有戸方面でも開催をしていただきたいなと思います。例えばスマホは持っていないけれども、スマホがどんなものか、触ってみたいという方へのスマホの貸出しはできますでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

場所につきましては、今年度まず実施してみてから、その内容について検討したいと思っております。

それから、スマホをお持ちでない方につきましては、大変申し訳ございませんが、町主催のスマホ教室では、各自のスマホのご準備をお願いしたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ありがとうございます。

スマホ教室を開催する場合、教えてくれる講師はどのようにされるでしょうか。当町には、地域に寄り添いながら活動されている地域おこし協力隊の方々がいっぱいいますけれども、例えばその教えてくれる講師の方と一緒にサポーターとして協力していただくことはできないでしょうか。協力隊の皆さんにとっても、地域住民との接点が増える機会となりますし、町のデジタル化推進と地域づくりの両方にとってよい効果が期待できると考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） スマホ教室の講師についてですが、今年度につきましては、DXを推進しておりますが、専門的な知識、スキルを持つ外部のアドバイザーの方に委託しております、その方にスマホ教室の講師になっていただく予定です。

地域おこし協力隊の方の講師ということですが、今年度実施してみて、来年度以降、地域おこし協力隊の方との連携ができるのかどうか、検討してみたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ありがとうございます。

あとスマホ教室について、住民の方への周知方法はどのようにするのか、お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 日程、それから場所につきまして、確定しましたら、広報、それからホームページでお知らせしたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ありがとうございます。当町の広報は、とても読みやすく、表紙の写真も、つい手に取って読みたくなるような写真がいつも載っています。町の情報が町民にしっかりと伝わっていくことは非常に重要なことです。町の情報は、広報を見た方々にとって分かりやすく目に留まるような内容にする必要があります。特にスマホ教室は、多くの方々にとって新しい技術を学ぶ貴重な機会です。より多くの町民にスマホ教室の存在を知っていただき、参加してもらえるように、スマホ教室の情報がより分かりやすく目に留まるような形でお知らせさせていただきますよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

では次に、終活支援について再質問をさせていただきます。エンディングノートについては、市販もされていますけれども、複数の自治体において作成が進んでいます。万が一のことを考えると、エンディングノートを作成することは、ご本人の不安の解消にとどまらず、自治体の負担軽減にもつながるのではないのでしょうか。当町においても、エンディングノート作成に向けた準備を開始するべきと考えますが、当町の見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

町長からも先ほど説明がありましたが、現在当町でも終活の相談や支援についての検討を今年度進めておりました。その中では、今後の終活の相談を受ける段階で、書き留めておかなければいけないものだとか、あと課題になっていることとか、やっぱりまとめるということが非常に重要なツールになってきますので、その中でもやはりエンディングノートの存在は書き留めておいて保管ができる、そして書き直しもできるということで、非常に重要なツールだと考えております。

エンディングノートという名前にするかや、その中身については今検討を進めておまして、町民の皆様に使やすい、そして活用しやすい、皆さんに分かりやすいようなノートをつくっていくべきかなと今検討しているところでした。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 大変ありがとうございます。町としても、講座とか記入支援を行うことを要望したいと思います。

そしてまた、終活支援として終活情報登録制度の導入なのですが、青森市ではエンディングノートの普及と併せて終活情報登録制度を導入しています。この事業は、緊急連絡先ですとか、そういうエンディングノートのようなものの保管場所、あとお墓の所在地などの情報を自治体に登録して、万一の際に警察や医療機関などからのお問合せに自治体に対応して、本人に代わって登録情報を伝えるという事業です。こうした制度があることで、高齢者本人の安心感はもちろん、支える側の家族や関係者の不安軽減にもつながると思います。当町においても高齢化が進む中で、こうした具体的な登録制度の導入もぜひご検討いただけないでしょうか、見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） ご質問にお答えします。

議員おっしゃった登録制度につきましては、当町でも現時点で緊急連絡先の把握や、あといろいろな情報について、高齢者の方から同意をいただいて管理をしている最中でございます。それについては、青森市のように、お亡くなりになった後もそのような形で共有ができるかというところま

では、まだ進めておりません。

現時点では、エンディングノート自体が法的効力がございまして、その管理だとかについては全国市町村、様々な在り方があるようです。現在、成年後見制度とか、あと法務局に遺言書を保管する制度というのがきちんとした形でありまして、その活用も含めて、どのようにあればいいのかということを町としても今後検討は進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。ぜひとも高齢者の生活の安心のために、どうぞよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岡山義廣君） これで4番、村中玲子君の一般質問を終わります。

議場内、ちょっと暑くなってまいりました。暑い方は、上着を脱いで構いませんので、よろしく願います。

3番、木戸忠勝君の登壇を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） おはようございます。議長より一般質問の許可をいただきました、議席番号3番、木戸です。今回は3点の質問です。

1点目、遊休地の有効活用について、2点目、職員のカスハラ対策について、3点目、消滅可能性自治体からの脱却について。

1点目の遊休地の有効活用について。遊休地は、町内何か所かに分散してありますが、有効活用されるような取組は検討されているか、見解を伺います。

2点目の職員のカスハラ対策について。令和6年6月定例会の一般質問において町長は、対応マニュアルの作成や相談体制の整備などを検討していかなければならないと考えていると答弁しましたが、その後の進捗状況を伺います。

3点目の消滅可能性自治体からの脱却について。民間組織「人口戦略会議」の報告では、消滅可能性自治体とは、2020年から2050年までの30年間で子供を産む中心になる年齢層の若年女性人口の減少率が50%を超える自治体は消滅の可能性がある」と公表されました。残念ながら当町も消滅可能性のある自治体に該当となりました。当町の人口減少を食い止める対策をどのように考えているか伺います。

以上、よろしく願います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、木戸議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の遊休地の有効活用についてであります。初めに町が所有する土地についてご説明いたします。町が所有する土地の中で貸付け、売却等が可能な普通財産として管理している土地は、大きく分けると4か所あります。内訳ですが、上小中野地区にあります旧農工団地用地、同じく上小中野地区にあります内水面振興対策用地、浜掛地区にあります旧富士通ゼネラル工場跡地、そして小沢平地区にあります行政メモリアルセンター用地となります。これらの土地の一つについて、過去に売却や貸付けの相談を受けたことはありますが、具体的な協議に進んだ案件はございません。

議員ご質問の有効活用されるような取組は検討しているかについてであります。町ではホームページに町が保有している貸付け、売払対象土地の公表、そして情報を掲載しており、貸付け・売却対象地一覧表と位置図を公表しているほか、相談や問合せがあった際に対応することとしており、町にメリットがある利活用の話があれば、前向きに検討することとしております。

しかし、町が所有し、未使用となっている土地は決して多くはなく、10年後、20年後など、将来的に工業団地に造成して活用できる可能性なども考慮すれば、売却や貸付けを急いで進める考えは持っていないところであります。

続いて、2点目の職員のカスハラ対策についてお答えをいたします。昨年6月定例会の一般質問では、来年度にも関係する法律の改正の内容などを踏まえた上で、対応マニュアルの作成や職員の相談体制などを検討すると答弁をいたしました。

法律の改正につきましては、先日6月4日、国会で可決されましたが、事業主が講じなければならない雇用管理上必要な措置は、国が今後策定する指針において具体的な内容が示されることになっており、これに基づいて対応することになりますが、これまで既に役場が事業主として幾つかの取組を実施しております。

1つ目として、個人が特定される可能性がある職員の情報の取扱いを見直し、広報のへじ令和6年5月号から、職員一覧における顔写真の掲載を廃止し、また令和6年8月の新庁舎への引っ越しに伴い、職員の名札の表記を変更いたしました。

具体的には、名札の氏名について、フルネーム表記だったものを名字のみとし、所属と役職名を表記していたものを所属のみの表記といたしました。なお、顔写真についても、広報のへじと同様、掲載しないことといたしました。

この効果としては、個人攻撃を防止するほか、SNSで個人情報を探られるなど、ストーカー行為や迷惑行為の危険性から職員を守るという側面もあると考えております。

2つ目として、職員にはカスハラに限定しないハラスメント被害を受けたときの相談窓口について、総務課庶務人事担当のほか、青森県人事委員会に対して直接行うことができるということを周知しております。

3つ目として、電話は通話の内容が第三者には把握できないため、組織として介入しにくいこと

から、電話でのカスハラ防止対策の準備といたしまして、自動通話録音装置の導入についての検討を進めております。

また、総務省として初めて全国の地方公共団体の職員を対象にしたアンケート調査の結果によると、カスハラのきっかけとなった理由について、行政サービスの利用者等の不満のはけ口、嫌がらせや行政サービスの利用者の誤認等が一因と回答した割合が高かったようであります。

一方で、職員側の対応が一因と回答した自治体もあったことから、カスハラに関する対策として、対応マニュアル等の整備に加え、接遇や迷惑行為への対応方法などを踏まえた職員研修等を実施し、対応力を向上させることがカスハラ減少の一助になる取組であると考えております。

事業主が講じなければならない雇用管理上必要な措置は、今後国が策定する指針によって示されることになっておりますので、それまでの間、厚生労働省が公表している民間企業向けの「カスタマーハラスメント対策 企業マニュアル」などを参考に、事業主としてできることは引き続き適時適切に実施してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の消滅可能性自治体からの脱却についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、民間組織「人口戦略会議」の報告によりますと、当町を含め青森県内では35の市町村が2020年から2050年までの30年間で、若年女性人口が半数以下となり、その後人口が急減し、最終的には消滅する可能性があるという消滅可能性自治体に該当しております。

人口減少対策は国、県を挙げて早急に取り組むべき重要な課題であると認識しており、当町においては令和2年3月に策定した第2期野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、社会減対策と自然減対策に資する様々な施策を展開しているところです。

具体的には、1つ目として情報発信です。移住に至るプロセスの第一歩としては、まず町のことを知り、興味を持っていただく必要があります。このため、首都圏で開催される定住自立圏及び青森県主催の移住イベントへ参加し、広く町を紹介するとともに、移住相談に対応しております。また、本年度からは2名の地域おこし協力隊に就任いただき、地域振興や移住・定住ポータルサイト等を利用、活用した情報発信の強化に取り組んでおります。

2つ目は、関係人口の創出です。これは、人口減少による担い手不足が叫ばれる中、地域づくりの担い手となる生きがい人材を増やしていく取組です。令和5年度以降、弘前大学生による町の体験ツアーの参加や、同大学生の有志によるCM大賞作品制作が行われており、今後も多方面から取組を進めてまいりたいと考えております。

3つ目は、定住対策です。定住対策としては、空き家バンクの充実に取り組んでおり、近年少しずつ登録物件が増え、成約に至るケースも出てまいりました。

また、若者の将来的な定住を目的として、住みながら職場に通うことを軸とした職場体験事業を今年度は中学生を対象に実施する予定としております。

4つ目は、子育てしやすい環境づくりです。令和6年度に学校給食費の無償化を実施するとともに、町独自の子育て支援基金を創設し、子ども医療費無償化や保育料の無償化も行いました。また、小学校、中学校への入学祝金や妊婦支援給付金を引き続き実施し、子育て世帯の方々に選ばれる町、子育てしやすいまちづくりに努めているところです。

今後も日本全体で人口が減少していくと予測されますが、そのような中においても、移住定住施策や子育てしやすい環境づくりを進め、人口減少を緩やかにしていくこと、また住んでいる方々が、この町に住んでいてよかったと思えるような将来にわたって活力あるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

さらに、人口減少は、そのスピードを緩めることができたとしても、減少自体を食い止めることは難しいと考えております。今後は、人口が減少しても消滅しない持続可能なまちづくり、例えば公共施設の集約などについても、町民の理解を得ながら併せて検討し、実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の再質問を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ご答弁ありがとうございました。

1点目の再質問をさせていただきます。町内に何か所か遊休地が分散してありますが、一言に遊休地といっても、立地や土地の形状、管理状態などによって使用用途は様々だと思いますが、先ほど町長が言った上小中野の旧工業団地は、町長はどのような有効活用をお考えですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） 上小中野地区については、具体的なものが、話とかが進んでいる状況にはございません。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） この前旧農工団地、ちょっと場所を見てきました。その場所が、高压送電線鉄塔の下に遊休地の一部分がありまして、ここの部分は蓄電池システムに最適かなと思って見てきました。あとの土地というのは、道路に向けて勾配がついていると。それを造成するというのも大変だから、太陽光発電にでも使えるのかなと見てきましたが、もしそれを業者が見て、それをやりたいと思ったら、町長はどのようなのですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。前年まで私のほうで、それらを調査しておりましたので、お答えします。

土地開発公社のほうから、町のほうで旧農工団地を取得した価格がございます。こちらの簿価、

結構な額でございますので、普通のあの辺の町有地を買うより、町有地というか、一般の土地を買うよりも、農工団地を買うと何倍にもなりますので、その土地を買い取った後のコストに見合う事業計画ができれば可能だと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） この土地は、賃貸ではできないのですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 賃貸は可能だと思います。土地を賃貸して、上の立木に関してはその補償か、買取りの契約などを結んで、その賃貸の場合も簿価がベースとなつての貸付価格となりますので、ご理解ください。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。今町長が町の空いている遊休地を工業団地にも使えるようにしたいと答弁がありましたが、工業団地とかそういうのをを使って誘致企業が来てもらっても、なかなか人手不足ということで、人を集めるのが大変だと思うのです。

来ても、町内の今頑張っている業者から人を奪うようになると、今の町の業者も倒産する可能性もあると思うのです。私は、この自然エネルギー、こういう人手がかからないのを優先してやったほうがいいのかなと思っております。町長、どうですか、その辺もう一度答弁。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 先ほど町長が工業団地と言ったのは、一つの例示でございます。工業団地等に造成して活用できる可能性なども考慮して、売却、貸付けを急いでは進めないと。現時点の可能性として、議員現場を見てお分かりのとおり、決して平たんな土地でもございませんし、なかなか使い勝手がいいとは言えません。そういう中で、そこに太陽光が適しているのか、再生エネルギーの基地として適しているのかというのは、もう少し検討が必要かと思ひますけれども、事業者から仮にそういう具体的なお話があれば、町として前向きに、町にメリットがあるのであれば、前向きに検討していきたいと思ひています。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 町内の遊んでいるというか、遊休地を有効活用することで、税収を増やして町民サービスの向上に役立てられると思うので、私は遊休地を積極的に、そういう興味を持った業者に賃貸なり、購入するか分からないけれども、そういうのを町のほうでも積極的にやってもらいたいと思ひております。

1点目の再質問は終わりました、2点目の職員のカスハラ対策についての再質問をさせていただきます。昨年かから幾らかずつ見直ししているようですが、この削減というか、電話なり窓口の苦情というのは何件ぐらいあったのですか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

件数については。特に統計等は取ってございませんので、ご了解ください。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。県外のある町役場は、町民からの執拗な苦情や言いがかりがあまりにひどいので、不当要求行為対策条例、これを制定して、庁舎内にカメラの設置や、先ほど町長が言った電話を録音機能つきに変えたそうなのです。先ほどの町長の答弁では、当町はそれまでひどくはないのですけれども、これからそういうのがあれば、電話も録音機能つきに早めに決めるという答弁でよろしいですね。町長、もう一回答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 先ほど町長から答弁もございましたけれども、録音機能付きの電話の導入につきまして、まず詳細を固めた上で、しかるべきタイミングで導入したいというふうに考えてございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） それと、職員の方で途中退職される職員もいるようですが、理由は様々と思いますが、当町では上司、同僚からのカスハラではないと思いますが、職員の辞める最悪の理由というのはカスハラによる人間関係だそうです。対策の一つとして、職場のコミュニケーションだと私は思います。町長、これトップが率先して職員とのコミュニケーションを取ることは、職場環境改善や業務効率の向上につながると思いますが、町長の公務の空き時間を利用して、職員に対して声かけはしていると思うのだけれども、私は大事だと思います。

また、担当課の上司、課長さんが積極的にコミュニケーションを取ることで、部下は上司を身近に感じ、信頼関係を築きやすくすると思いますので、職員の中から途中退職者を出さないようにお願いしたいと思ひまして、2点目の再質問を終わります。

3点目の再質問をさせていただきます。県内40市町村中、35の市町村が消滅可能性自治体に該当しました。消滅可能性自治体に該当しなかった市町村というのは5市町村で、三沢市、おいらせ町、六戸町、田舎館村、西目屋村のこの5市町村だけでありました。

西目屋村が、前回消滅可能性自治体該当しましたが、今回の調査では該当しなかった。どうして該当しなかったかという、西目屋村が分譲地を造成して分譲、居住用住宅を建築して、移住される方には土地を無償譲渡された。2点目が、移住政策が充実している。3点目が、子育て世代が安心して暮らせるまち。また、安心して子育てができる安全なまちづくりを自治体により手厚い支援制度を設けてある。このように子育て支援に力を入れていることから、子育て応援日本一の村宣言をしております。

移住年齢というのは、30代が最も多く、60%だそうです。当町も人口減少対策として、町の遊休地を造成し、分譲して、住民票を移して移住希望者に土地を無償としたらどうか、町長の見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） まず、この報告書に関してなのですが、この報告書は若い女性に今回ピンポイント、そこからいろいろ推計していますけれども、それぞれの地域の分析というのは実はなされていなくて、例えば西目屋村、田舎館村は弘前市のベッドタウン的な位置にあります。あと、おいらせ町、六戸町は八戸市のベッドタウン的な場所です。八戸市に家を建てるとなると、すごく高い土地代、建築費になりますけれども、隣のおいらせ町だと通勤30分、1時間弱で手頃な価格で家が建てられると。西目屋村とか田舎館村も同様の傾向があるというのは、余り詳しく分析、公表されていないようであります。

ただ、いずれにしても議員おっしゃるとおり、西目屋村みたいにしっかり人口減少対策、定住対策を進めているというのももちろん大きな要因だと思いますので、我々もそういうところを見習ながら、できるところからやっていかなければいけないと。

具体的にこれこれというのは、様々やってはおるのですが、一つのまちだけで解決するものでございませぬので、国、県の動向も見ながら、野辺地町により合った政策というのを引き続き検討しながら進めていきたいところでございました。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ご答弁ありがとうございます。

この西目屋村の人口というのは、今年の5月1日時点で1,126人、野辺地町の10分の1ぐらいです。この分譲地、36区画を造ったそうなのです。1区画が約63坪で、1家族3人として108人の人口増になると。この村としては、結構な人口増になると思うのです。当町も将来への投資ということで、この人口減少対策を取り、消滅可能性自治体からの脱却を目指して、そういった分譲地とか、もうちょっと前向きに検討いただくことはできないですか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

この民間組織の人口戦略会議なるものの報告は、日本中の市町村についてどれほど傷つけたか、我々町村会でも大変今憤っております。こんなことを言うというのは、何のつもりですかということです。一つ一つの町村についての一切の考慮もなく、ただただ統計上の話だけをしているということなのです。こういうことについて、我々が右往左往させられることなく、将来の町について私はまちづくりをしなければならないものだと思っております。これは、もう全国町村会で共通の話題でございまして、北海道のある町長さんは大変怒っております。そういうふうなことを発表する

なんて、何のつもりだと。それを発表することによって、何がいいことがあるのかということなのです。それは、センセーショナルに国民をあおる。それによって、その住んでいる町民の方がただ不安になるというだけのことで、何も将来についていいことはないのだよということなのです。

ですので、そういうことを考えることなく、町は町としてこれから将来に向けてどうやっていくかということを今までもやってきましたし、これからもやっていきたいと思っております。

今おっしゃった西目屋村、1,200人の人口が、果たして1万2,000人、1万3,000人になるのかというと、そういうことはもうあり得ないわけであります。あり得ないのです。なぜかという、その分が弘前市が減っているということです。おいらせ町、六戸町の人口が1人、2人、毎年増えています。ところが、八戸市は何千人の単位で人口が減っている。日本中が人口が減っているときに、そういうちょちょこっとしたことで心を惑わされることなく、我々は大きい道できちんと本当にどうすればいいのだ、どうやって安心して暮らせるのだと。人口が減っても暮らせるようなまちづくりを我々はもうしなくてはならないということになってきております。

ですので、人口を増やすというようなことよりも、いかに減らす人数を少なくしていくか、軟着陸させていくか。40年、50年先に我々はこの町をどのようにつくっていくかということを今まさに町挙げて、国挙げて議論している最中ですので、一喜一憂することなく我々はやりたいと思います。

なお、住宅のあっせんについてはそれぞれの町でやっておりますが、御覧のとおり野辺地町は町で遊休地を提供すること以前に、もう町中が空き家、空き地になっておりますので、その民間の土地を活用して、かなり人口は減っているのですけれども、新居は増えているような状態。ご存じのように、下袋町のほうなんかは、物すごくうちが建ってきております。

そういうことですので、若い人たちも少しずつ増えてきている、町も少しずつお店ができて、少しずつですが、前に進んでいるものと私は思っておりますので、もう我々が目指す道は、一喜一憂することなく、将来に向けてみんなで手を携えて野辺地町のためにやっていくことが今喫緊だろうと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ご答弁ありがとうございました。

町長の不満がよく分かりました。よそのことは関係なく、当町の人口が増えるような私は努力をするべきだと思うのです。やっぱり町民が楽しく暮らせるまちづくりをしてもらいたい。それを要望して私の質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の一般質問を終わります。

ちょっと休憩に入ります。

休憩（午前10時37分）

再開（午前１０時５０分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

10番、大湊敏行君の登壇を許可します。

なお、申出のありました資料の掲示を許可しております。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。10番、大湊敏行です。一般質問を始めます。

1つ目、自治体DXの推進について。当町は、今年３月にDX推進計画を策定し、４月には専門的知識を持つ外部人材を採用しました。デジタル技術を活用し、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが求められています。

全国の自治体は、これまで様々な事業に取り組んでおります。住民が自ら検索や問合せを行わずに必要な情報を自動で受け取れるプッシュ型通知、役場窓口で手書きすることなく申請書の手続を進められる書かない窓口、コンビニで証明書を取得できるコンビニ交付、デジタルに不慣れな住民が情報の取得方法やオンライン行政手続の習得方法を身につけることができるスマホ講座等、数多くの先進事例が確認できる中、当町はどこから着手するお考えであるのか、本計画の対象期間であります令和12年度までのロードマップを伺います。

2つ目、観光政策と地域おこし協力隊の役割について。今年度が最終年度となるまちづくり総合計画前期基本計画では、観光振興に関する町の課題として、体制の強化を挙げています。この課題を解決するため、今年度４月から新たに２名の地域おこし協力隊を採用しました。当町の強い意志が感じられます。

国の財政支援を受けて取り組む地域おこし協力隊の事業趣旨として、地方公共団体は地域住民と連携、協働して地域のビジョンを描き、地域外の人材が地域に立脚しながら活動に取り組むことができるよう支援することが求められると記されています。これから当町が地域おこし協力隊の力を借りて進めたい観光政策は何か、具体的な目標を伺います。

3つ目、行在所及び庭園の利活用について。役場新庁舎が完成し、半年がたとうとしています。新庁舎は、「歴史を尊重し、町の記憶をつなぐ庁舎」を基本方針の一つとして建設されました。行在所と庭園と庁舎が一体となって魅力的な場所となることを目指すものです。

行在所は、明治天皇が２度にわたり宿泊された場所として建築当初の姿をよく残していることから、国の登録有形文化財に登録されています。この機会に行在所や庭園の在り方を見直し、町民のみならず、当町を訪れる方々にとって、より魅力的な場所となるよう整備してはいかがでしょうか。町の見解を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 今ちょっと地震があったようですので、しばらく様子を見たいと思います。
町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、大湊議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の自治体DXの推進についてであります。町では昨年度に策定しました野辺地町DX推進計画に基づき、デジタル化による町民サービスの向上、デジタル化による行政事務の効率化、安全性の確保の3つの基本方針に沿った取組を今年度から具体的に始めたところです。

基本方針1番目のデジタル化による町民サービスの向上では、町公式ラインを8月から運用開始する予定でシステムを構築しております。プッシュ型通知の強みを生かし、多くの町民の皆様によりリアルタイムで町の情報をお届けする仕組みを構築してまいります。

また、町民、特に高齢者層向けのスマホ教室を開催し、スマートフォンの使い方の基礎はもとより、町公式ラインの運用等について理解を深めていただきたいと思います。

基本方針2番目のデジタル化による行政事務の効率化では、DXを強力に推し進めるため、専門的な知識、スキルを持つ外部のアドバイザーを委嘱し、来年度以降の詳細な実施方針を決定するための全課ヒアリングを行い、現時点における課題を整理しているところです。また、アドバイザーはデジタル庁からデジタル推進委員を任命されておりますので、スマホ教室の講師も務めていただく予定です。さらに、アドバイザーの指導を受けながら、幾つかの事務モデルとしたBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）と言われる業務の再構築を実施する予定です。

基本方針3番目の安全性の確保では、職員のスキルアップを図るため、全職員を対象にDXの基礎を学ぶ研修会を既に開催しております。また、デジタル技術は使い方を誤ると、情報漏えい等のリスクもあることから、個人情報の保護や情報セキュリティに関する研修も開催する予定です。

議員ご質問のDX推進計画の対象期間である令和12年度までのロードマップであります。現時点で明確なものはございませんが、まずはスピード感を持って可能な取組を順次実行しつつ、国の自治体DX推進計画の次年度以降の取扱いに係る検討状況などを見極めながら、ロードマップを検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、人口減少が進む中、議員ご質問の中で言及されておりますように、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくためにデジタル技術の活用は欠かせません。町民の利便性を向上させ、行政の業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくため、引き続きDXの推進に取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、2点目の観光政策と地域おこし協力隊の役割についてお答えいたします。町では、観光振興体制の強化を図るため、地域おこし協力隊や関係団体との連携、協力が必要不可欠であると考え、今年度4月から2名の地域おこし協力隊員を採用いたしました。採用した地域おこし協力隊員

ですが、地域振興分野と情報発信分野を主な役割として活動しております。

地域振興分野の主な活動内容は、イベント、祭り等への参加を通じた交流人口の創出や地域資源を活用した観光コンテンツの磨き上げ、特産品を活用した新商品開発であります。

情報発信分野は、移住・定住ポータルサイトやＳＮＳ等を活用した情報発信をはじめ、Ｕターン者向けの情報媒体の作成、周知などに取り組んでおります。

各分野において幅広く活動していただく中で、今後地域おこし協力隊員の力を借りて進めたいと考えている観光政策として、各種イベントの見直しがあります。常態化が続いている各種イベントにつきまして、地域おこし協力隊員の斬新な視点を取り入れることにより、イベント内容の充実化や既存施設の有効活用法を企画、検討し、観光客や交流人口の増加、観光消費額の拡大による地域活性化を目指していきたいと考えております。

今後も引き続き地域おこし協力隊員と観光協会、そして商工会等と連携を密にし、観光振興に取り組んでまいり所存であります。

続いて、３点目の行在所及び庭園の利活用についてお答えします。まず、役場新庁舎を建設するに当たっては、４つの基本方針に沿って建設されており、そのうちの１つが「歴史を尊重し、町の記憶をつなぐ庁舎」というコンセプトであります。白い庁舎からの白壁の蔵、そして行在所と一体感のある配置構成としたところであります。

議員ご質問の行在所及び庭園の利活用についてであります。現在の行在所は平成21年度から3か年計画で約2,000万円の経費を投じ、改修工事を行っており、それ以降自由に見学できるよう、4月から11月まで一般開放しております。

また、行在所に関する活用事業に関しましては、日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に認定されております鰯ヶ沢町と深浦町の教育委員会と連携し、3町の日本遺産に関する歴史や文化に対して、町内外での認知度向上並びに情報発信に取り組んでいるところであります。

この連携の一環として、鰯ヶ沢町、深浦町、野辺地町の児童を対象に、当町の歴史について知っていただく「歴史探検キッズツアー」を開催し、16名の参加者に行在所をはじめとした町内の日本遺産関連文化財や野辺地祇園まつりの山車小屋の見学をしていただきました。このほか、町内小学校と高校で実施している地元の歴史を学ぶ校外学習「ふるさと学習」において、行在所の建物と庭の見学をしていただいております。

また、平成29年度から旧野村家住宅離れ夜間特別公開を開催し、昨年度はのへじカトリック幼稚園児が作成した灯籠による庭園ライトアップや祇園囃子の演奏、縄文くららグッズの販売などを行い、町内外から123名の方にご来場いただきました。今年度も引き続き夜間特別公開を行う予定で検討を進めており、新たな取組として役場駐車場スペースを活用し、鰯ヶ沢町と当町の祭りばやし

の共演を企画しております。

今後とも適切に文化財の保存を行い、イベントなどで各種団体と連携を図りながら、当町並びに行在所の魅力発信に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の再質問を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず、自治体DXの推進について再質問をいたします。

4月にDX推進補佐役を任命し、今年度末までの委嘱期間中に補佐役にやっていただく業務について質問します。答弁では、課題の整理中という文言もありましたけれども、具体的に委嘱期間中にどこまでを補佐役にやっていただくのかという計画を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

CIO補佐官としまして、現在委嘱されている方につきましては、全課ヒアリング、事務のヒアリングを行ってございまして、こちらのほうで課題を今現在整理しているところでございます。同時にスマホ教室の講師も務めていただく予定にしております。

なお、全課ヒアリングをして課題が整理できた後、先ほど町長のほうから答弁もございましたけれども、幾つかの事務、あるいは幾つかの課をモデルケースとして、今年度DXを進めたいというふうに考えてございます。

DXを推進するといいますが、その前提となるものはBPRというものでございます。業務の再構築、業務改革、もっと平たく言いますと、行政改革みたいなことにもつながってまいります。そちらをまずやった上で、無駄な事務とかあれば、それをそいでいって、残ったものに対してシステム化が適当であればDXを推進していくと、そういうような形になってくるものと思います。

今年度につきましては、そこを中心にやっていただく予定にしております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 自治体DXを進める目的は、先ほど答弁いただいた業務改善ともう一つ、住民サービスの向上というのもちろんとしたやらなければいけない自治体DXです。この推進計画3つの基本方針の中にフロントヤード改革というものがあります。住民と行政との接点を改革してこうということで、他の自治体では書かない窓口や行かない窓口、また待たせない窓口ということを目標に進めている自治体もありますけれども、このフロントヤード改革の具体的施策は何でしょうか、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） フロントヤード改革につきましては、代表的なものとして、議員

ご案内のとおり書かない窓口が挙げられると思いますが、当町といたしましては、まず町民の方、住民の方が役場に来なくても、例えば税金が納められるですとか、あとそれから役場に申請、申告をしなければならないものについて、来庁して手続する必要がないような形でシステムを構築しているものは、それを活用していきますし、全国的に全自治体が加入して、その手続を運用しているものにつきましては、当町もそれに合わせて活用していく、そういうような取組で今のところ進んでございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町長答弁で、明確なロードマップはこれから検討ということがありましたけれども、このロードマップをつくる目的は共通理解の促進、それから透明性の向上、もう一つ住民参加の促進、これを主な目的としており、いろんな自治体でロードマップを発表して、それに沿った施策を展開しております。

これから検討という答弁でありましたが、いつまでにこのロードマップを含んだ実施計画を発表する予定であるか伺います。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

ロードマップにつきましては、その前段となります国のほうで策定しております自治体DX推進計画というものがございます。こちらにつきましては、全国の自治体に取り組むべき事項、内容を具体化しておりますとともに、国による支援策と取りまとめたものとなっております。

国の自治体DX推進計画の対象期間が今年度末で一旦、その対象期間は終了となりますが、国のほうでは自治体のDXを引き続き進めるということで、令和8年度以降の計画の取扱いについて検討を行うということとしてございますので、町としましては、国がこれから検討することになる8年度以降の計画の取扱いが正式に周知されたタイミングで、ロードマップについて必要であれば当町のDX推進計画も見直しすることにしてございますし、令和12年度まで町のDX推進計画は対象期間としてございますので、その中間年である令和9年度時点におきましても、必要に応じて見直すこととしております。そのタイミングでロードマップの策定についても見直ししたいと考えてございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 答弁で8月に公式ラインの運用を始めるという答弁をいただきました。この公式ラインで何をするのかというのが、たくさんの自治体でも導入されておりまして、例えば利用者のニーズに合わせて絞り込み配信をしているところもあります。それから、行政手続の申込みをラインからしているところもあります。また、防災行政無線の補完役として聞こえづらい、町外から聞けないという従来からの課題でありました防災無線をラインでもお知らせするというところ

もあります。道路破損等の情報提供を町民から求めているところもあります。それから、各種の相談ツールを設けているところもあります。また、公共施設の予約やごみの収集日、分類方法の定期配信、これは地区別で配信する。また、図書館の蔵書の検索、住民アンケート調査、それから文字ではなく、音声で検索できるようにしているところ、またスマホに搭載されている万歩計で測定された歩数によって健康ポイントを上げ、町民が健康になるように進めている事業もこのラインを通してやっているところがあります。

当町では、公式ラインでまず何を進めていくお考えであるのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

多くの町民の方が関わることになるものを優先して取り入れることになろうかと思います。具体的には、これから詳細を詰めていく段階ではございますが、議員さんがおっしゃったとおりの、例えばその所有者の方の属性、例えばどこに住んでいるのかとか、どういうことにどういう情報が欲しいのかといったことを登録していただいて、それに合致する野辺地町からの情報を、その方に絞り込んだ情報を提供するといったようなことも考えてございます。

詳細につきましては、これから固めていくことになります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 8月運用開始ということで、ちょっと時間がないのですが、小さく始めて、徐々に町民の声も聞きながら大きく広げていくということもいいかなと思いますので、まずは公式ラインの導入を計画どおり進めていただきたいなと思います。

最後、もう一つの質問で、総務省による地域社会DXセミナーというのがオンラインでありまして、今自治体DX、オンラインセミナーで受ける機会がたくさん増えておりまして、私も幾つか受けたのですが、その中で発表者が言ったことがすごく私心に響いたのが、自治体DXというのはトップダウンから始まると。市長が自ら強いコミットメントを持って取り組む必要がある、そうでなければ自治体DXは進まないという発表がありました。野辺地町、町長の自治体DXに対する取組について、少しお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

自治体DXについての推進の立場でお話を申し上げますが、もう待ったなしであります。日本中がもう縮んでいる時代に、これまでのとおりにはいけないということであれば、DXを利用して、町民、行政サービスをますます便利にしていかなければならない。このままでいくと、やっぱり行政サービスが縮小したり停滞したりということがあり得るということです。DXを推進しながら構築していく。それはもう、役場職員の意識改革ももちろん、それが重要であると。

この間、補佐官の方と話しして、彼は市役所にお勤めの方ですので、どこをどう押せば職員の方々が動くとかということをよくご存じで、何が嫌なのか、どういうことが問題なのかということをととてもよく分かっていらっしゃる方なので、ぜひ力をお借りして、野辺地町のDXの推進をしたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今年3月策定されました野辺地町DX推進計画には3つの基本方針が掲げられ、デジタル化による町民サービスの向上を第一に挙げております。他町村と比べると、当町の情報発信力不足は共通の認識ではないでしょうか。情報発信力強化は、行政と町民の信頼構築につながります。町民福祉向上のために、スピード感を持って進めていただければと思います。

2つ目の観光政策についてに質問いたします。まず、総務省が発表しております地域おこし協力隊の設置要綱から1つ質問したいのですが、その中には地方自治体は事業実施に当たり、全国的な地域づくり推進組織、NPO法人や大学等と連携することが望ましいと書かれており、また地域おこし協力隊全国ネットワークプラットフォームというものを令和6年に立ち上げております。これは総務省が主導し、協力隊や協力隊の経験者、県や町などの担当者間で情報共有できる交流スペースであり、私もここに入れるのかなと思ったのですが、駄目ということで、町の担当者は情報共有できる交流スペース、ネットワークプラットフォームに加わっているのか、質問いたします。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 担当のほうとしては、入れていると思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） その中で、情報共有等はされていますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 1点1点、その内容についてはプリントしたりしての共有はしていませんけれども、していると思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ここは、従来から言われていた、協力隊員がその地域で孤立しないようにという支援なのです。協力隊同士の横のつながりと、それを支援する県や自治体、それも一緒になって、担当者一緒になって協力隊の活動を充実させようという目的なので、ぜひネットワークプラットフォームにも積極的に協力隊の方々も参加してもらって、横のつながり、情報交換等できて、前向きに活動を進められるようお願いしたいと思います。

それからもう一つ、地域おこし協力隊設置要綱からなのですが、地方自治体は「地域住民等への報告会等を積極的に行い、地域住民等の理解を得るよう努めること」とあります。令和5年度には報告会が開かれ、私も参加いたしました。昨年度は、この報告会はなかったかと思います。今後こ

の協力隊の活動報告会を広く町民に向けて行って、地域住民と理解を得るように努めるお考えはあるのか伺います。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 昨年度は、多分なかったと思うのですが、今年度は公民館などで行いたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町の例規について質問いたします。

令和6年の3月に地域おこし協力隊設置要綱を全面改定いたしました。改定により、町の役割としての隊員の年間事業計画の作成が削除されております。年間の事業計画がなければ目標が不明確になり、迷走しやすくなるのではないのでしょうか。隊員の年間事業計画作成を削除した理由をお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 改正の際に、活動の自由度を高めるために行いました。ただ、今ご指摘があったように、明確に何をするというのがなくてという話がありましたが、そこについては別に打合せを行って、漏れがないようにしております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 打合せを密にお願いいたします。

総合計画の前期基本計画から、観光協会の組織強化が必要だという言葉があります。現在の観光協会は正職員が2名、臨時職員が1名、販売員が1名、この4名で町のイベントや、それから外販、町外に出て野辺地の特産物を売るという外販もしております。非常に人が足りないのではないのでしょうか。この観光協会の人員増強が欠かせない、不可欠ではないかと思いますが、町のお考えを伺います。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

確かに観光協会、今臨時職員を入れて、実質の活動をできる人数は3名、非常に少ないというのは理解しております。そのため、外販とかその他観光協会が行くイベント等には、当課としても最大限協力しているつもりでございます。一緒に行って外販、物を売ったりもしております。なので、観光協会の体制強化、これはこれからも課題だというふうに認識しております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） そうしますと、観光協会の人員増強は当面考えていないというお答えでよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 担当課長が答弁したとおり、足りない部分は町の職員が何回も、何人もお手伝いして、実質町の職員も一部観光協会の職員みたいな仕事もしているというのが実態でございます。

産業振興課の職員の数をどうするとかというのも絡んできますので、その辺の全体像も見ながら、今後どういう分野にどういう人数が必要かというのは検討していきたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 観光協会、正職員が2名なのですがけれども、この2名でイベントの運営を仕切ったり、それから大事な会計事務を行ったりしており、万が一お休みになる、体調不良とかになった場合に、その代わりはいるのでしょうか。町職員が、そこら辺も代わりサポートするというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

確かに観光協会、実質男性と女性1人ずつですけれども、片方が長期休暇等に入った場合、観光協会が回らなくなるという危険もございますので、私のほうから観光協会の職員には、どちらが長期になっても対応できるように、今までの事務分担を変えて、どちらが休んでも対応できる状態にしていきたいというふうなことは去年からも言っております。もしそうなった場合には、当然人は足りなくなりますので、その際には産業振興課で全面的にバックアップしていきたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから、前期基本計画で町のサポーターを発掘、育成するという文言がございました。この町のサポーターを発掘、育成するということで、私は2つの自治体の事例を提案したいと思います。

まず、久喜市のまちづくりサポーターです。これは、アンケートの回答やイベントの参加手伝い、それからボランティア活動など、まちが市民に募集し、サポーター登録していただいて活動していただくと。これは、令和5年度で65名が登録しております。

それから、北海道の美唄市の美しきまちづくりサポーター、こちらはまちづくりへの参加やボランティア活動を参加者の希望に合わせ募り、効果的に行う仕組みであります。令和6年度は、観光イベントなど6事業の活動内容があり、令和5年度の観光イベントに延べ18名が参加してくれたということでホームページに載っております。

野辺地町でも、このサポーター制度を導入する計画はございませんでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

今現在では、そういう計画はございません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 企画する側、運営する側も人が少なくなっている中で、町を挙げて町を盛り上げていくには、やっぱりサポーター発掘など、町民の力を借りるということが必要不可欠だと思いますが、それでも少ない人数で今後もイベント等をやっていくというお考えなのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

まちづくり総合計画にもございますが、オール野辺地でそういう体制を強化していきたいと。これは、次のものにも引き続き掲げたい項目であるというふうに考えます。何かイベントをやるにしても、やっぱり商工会さん、それから商工会青年部さん等の力がなければやっていけないというふうな観点もございますので、町としても商工会青年部さんの事業にも全面的にバックアップして、お互いに協力し合っていきたいというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、若者の中にこういうイベントと一緒に参加して盛り上げたいという方がいるのではないかなという気持ちでいっぱいです。今までのような組織等に頼ってでは、イベントは大きくはならないのではないかと。観光政策イベントを見直すというふうに答弁ありましたので、イベント一つ一つ見直して、もう少し盛り上げる新たな試み、失敗してもいいと思います、新たな試みを続けるということが大事ではないでしょうか。

地域おこし協力隊のサポートをしっかりと行いながら、観光協会の陣容、人員を増やすと同時に、まちづくりサポーター制度も導入し、一人でも多くの方を野辺地町内に呼び込む施策を町全体が一体となって取り組むこと、これまで行ってきた施策を誘客につなげるという視点でもう一度見直すということが必要であると考えておりますが、共感していただけますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答えいたします。

先ほど来お話を聞いていて、やはりずっと考えていて、今までのある方々だけでは、やっぱりうまくいかないということが分かってきております。ですので、今は表現としてはまちづくりサポーター制度というのでいいのかどうかは別としましても、やりたい方々がいるということは、ここ2年ぐらい、冬、雪灯籠まつりということをやっている方がいらっしゃるということは、募ると、やりたいという方がいるということが分かってきておりますので、もちろん商工会の青年部であり、商工会であり、観光協会もさることながらですが、そういう方がいるということが分かっている中で、一緒にやれる若い人、若い人に限らず、ぜひ募っていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私も微力ながら頑張っていきたいと思います。

3つ目の質問に移ります。行在所についてですが、まず許可をいただきました写真パネルをここで皆さんに見ていただきたいと思います。これは、庁舎の正面玄関入り口から歩いてって、行在所側を撮影したものです。この写真を見て、何か足りなさを感じます。この建物は何なのか。できれば庁舎の入り口から出たところですぐに分かるような看板、案内板を明示してほしい、そう思い写真パネルをつくりました。

現在の行在所の入り口の状況を見まして、どういう考え、お気持ちを持たれたか伺います。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 確かに大湊議員のおっしゃるとおり、この建物が何かというのは分かりづらい状況でした。駐車場が完成されて、とても見通しがよくなった分、行在所のほう、目に留まりやすくなっております。今後は、行在所の玄関のところに立て看板がよいのか、あるいは案内板とか、設置場所とかも含めて検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ありがとうございます。

文化庁のデータベースの中にこの行在所がありますけれども、そこを見ますと、昔の写真で行在所の立札、今行在所の中に2つありますけれども、大きい立札と案内板。案内板が、そのデータベースに載っております。これが今はなくなってしまいました。この案内板は、北側の道路にも昔はあったはずですが、それが今はもう支柱だけになっております。行在所の入り口を含め、北側の道路沿いの鉄製の門のところにも、この案内板、必要ではないかと思います。

また、その案内板には今流行しております音声ガイドをつけて、通りかかった人をセンサーで察知して、こういう場所だよというのをお知らせするというのもいいのかなというふうに思っておりますが、どういうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 大湊議員のご質問で、まず北側郵便局から愛宕公園へ通る道路の門扉のところに案内板のほうは掲示しておりました。今年の冬、雪による影響で破損してしまいまして、撤去しているところです。今現在取り急ぎ業者さんのほうへ見積書のほうの作成を依頼しているところでしたので、ご理解いただきたいと思います。

次に、そこを通ったとき音声ガイド、検討はしてみますが、子供たちも通ったりする通学路になりますので、ちょっとそこは何かしらいい形がないのか考えてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 行在所の活用についてです。国の登録有形文化財の活用に関する具体的施策はないでしょうか。多世代交流の体験型施設、人が集う場所、情報発信の場所などにしている自治体もあります。私が考える活用方法は、静かな異空間として非日常を演出してはどうか。和のBGMを流し、自習空間、また読書空間、庭園を眺めながら優雅に読書をする、そんなことを勝手にイメージしておりますが、文化庁は現在有形文化財をどんどん活用しようという方向にいています。外見さえそのまま残せば、中はいかようにも、制限あると思いますけれども、中を変えて町民サービス、そこで活用してもらうというふう文化庁は考えを少し変えてきております。行在所に関して何か具体的施策、今までにない施策はないか伺います。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 文化庁、国のほうでは文化財を観光やまちづくりに活用する取組として、市町村の中では、例えばこの文化財のほう、内装を変えて、カフェとか取り組んでいるところがあるということは聞いておりました。今現在とても行在所は静かでゆっくり過ごせるような環境なのかなとは思うのですけれども、もしこのような行在所の使われ方をするとしたら、まず内装のほうの設備、行在所はトイレが使えません。なので、浄化槽とかの設置など、ほかに暖房設備もついていませので、そのような費用が伴うほか、常時人の出入りが想定された場合、もしかしたら今は無人です。案内とかの人の配置とかも考えられることですので、そういった全体的な費用を見通しながら、慎重に判断していくことなのかなと思いますので、今のところは現状のままということでご理解いただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから庭園です。大正年間の写真が現在残っております。この写真を参考に今の庭園を少し復元する、大正年間の状況に戻してみる、やれるところからでいいと思いますけれども、復元を試みてはどうか提案いたします。来客が自由に感想や意見を書き込めるノートの記述があります。そこには、庭園に関するご意見がありました。年々寂しくなっているという言葉がどうしても私には響いております。その大正年間の写真には、あずまやもありました。橋もありました。庭園の見直しをするお考えはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 行在所の話でございますので、お答えを申し上げたいと思います。

今議員おっしゃった庭については、常々寂しいなという思いがずっとありました。建物そのものについての利用についても、ずっと悩ましく思っておりました。今新しい庁舎ができて、それが丸見えになってきたということでありますので、今私就任以来、愛宕公園を何とかしたい、行在所を何とかしたいというお話をしたときに、「役場ではどういう人が庭をやっているのですか」と言ったら、切ったり抜いたり、愛宕公園もそうなのですから、植えたり抜いたりする人はいるけ

れども、庭そのものを全てをプロデュースする人がいないのだということが分かりました。

それで、今私公民館長にも指示をしてありますけれども、とにかく庭師さんをきちんと探してもらって、どこに何を設置するのかということをきちっと、それが大正時代に戻るかどうかは別にしても、今見た感じで、ただもうそのままの形、あれ庭と言えるかどうか、私の概念ではあれは庭ではないなという感じさえしますので、きれいな行在所、そして愛宕公園も含めた環境整備というのをきちんとしていきたいなと思っております。

また、利用方法につきましては、野辺地にはお茶の会をやっている方がいらっしゃるので、お茶会には向くだろうと。火気は使えないので、電気の炉を使ったらいかがですかと、今その話もさせてもらっていたりはしております。そのように少しずつ利用していただければいいなと。あまり人が入り過ぎて、あのガラスも多分貴重なガラスなのだろうと思うので、それ破損がないような形にもしていきたいと思っています。

あとは、夢とすれば、どこかのお城の天守閣、1泊100万円で泊まりますよというような話がありますので、もし環境が許すようなことがあれば、20万円、30万円で1泊どうですかという企画もできれば面白いなという腹案はありますけれども、なかなか今みたいにトイレがうまくないということもあって、お風呂もないということです。その辺のこととか、いろいろアイデアは皆様からいただきながら考えていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ありがとうございます。できるところから進めていただきたいと思います。

もう一つ、歴史こみちについて少し質問したいと思います。庁舎、行在所、庭園を結ぶ歴史こみち、これは庁舎建設の基本方針にありましたけれども、この庁舎が存続する期間、将来にわたり受け継がれていくものであると考えてよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家利夫君） 庁舎を建設するときの基本方針というのをお示ししましたが、その基本方針の考え方はずっと続きます。ただ、具体的な使用方法として、例えばそこに車を一切止めてはいけないとか、その幅をもっと広げなければいけないとか、その使い方は様々あると思います。そういう考え方は、最初のとおり進めていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 考え方だけでは、私はちょっと足りないのではないかと。この歴史こみちという名前を大切にしたいのです。歴史あるまち野辺地町、他町より、近隣町村よりも歴史があります。この歴史のある野辺地町をもっとPRするには、やっぱり歴史こみちという名前を大切にしたいという思いから、「歴史こみち」という名前の載った庁舎エリアマップ、これを歴史こみちの始

点と終点に掲示したりなどして、歴史こみちという名前をもっと広く周知するということを提案したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

先ほど副町長が答弁したとおり、使い方等々を考慮いたしまして、今議員がおっしゃった設置も含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 現在歴史こみち上に車やバイクや自転車があります。狭いから無理ですということなのかもしれませんが、できるだけ歴史こみちのあのブロックを敷いたエリアになるべく置いてほしくない。時間がないので、そう思います。

文化庁のホームページには、登録有形文化財建造物制度を利用して、多くの建造物が保存され、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待されると記されていることから、行在所や庭園においても新しい価値を創造することが求められていると考えています。

町民憲章の1つ目であります「誇り高い文化」を守り育てていくためにも、新庁舎、行在所、庭園を含むエリアを他の自治体ではまねることのできない魅力的な場所となるよう整備すべきであると考えますが、共感していただけますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 今おっしゃったことは、私と同じ思いでございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ありがとうございます。私も微力ながら協力して頑張っていきたいと思っています。

これで一般質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の一般質問を終わります。

暫時休憩し、1時30分から再開します。

休憩（午前11時49分）

再開（午後1時30分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

11番、赤垣義憲君の登壇を許します。

なお、申出のありました資料の配付を許可しております。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 11番、赤垣でございます。議長に発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をしたいと思います。私の質問は2点でございます。

1点目に、町長及び副町長の役割と責任について、2つ目に、原子力立地給付金と交付税措置された地方交付税について伺ってまいります。

まず1つ目、町長及び副町長の役割と責任についてであります。地方自治法は、地方公共団体の長、つまり町長の役割について次のように規定しています。第147条、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」第148条、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する」、第154条、「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する」とあり、このように多くの権限が町長に集中しており、その責任は非常に大きいものであると承知しております。また、副町長は町長を補佐し、町長が事故や逮捕、病気で入院するなどして欠けたときは、職務代理者として町長の役割を担うことから、副町長にも町長と同様の大きな責任があると考えます。このことを前提に、質問してまいります。

近年は、日本各地で地震、台風、豪雨などの大きな災害が頻発していることは皆様ご承知のとおりです。野辺地町においても、いつ何どき災害に見舞われるか、予測ができない状況にあると言えます。そんなとき、陣頭指揮に立つのが町の最高責任者である町長、それを補佐する、あるいは町長の代わりとなるのが副町長であります。

日頃町長は、午後3時に、副町長は午後4時に退庁されていると承知しております。これは、職員はもとより、議員、さらには一部の町民の皆様もご存じのことと思います。私は、そこに危機感を感じております。午後3時、4時以降から閉庁までの間、つまり町長と副町長が不在となったときに大きな災害が発生した場合です。現場において陣頭指揮を取る、つまり直接現場に赴いて指示を出すのが町長の役割、それを補佐するのが副町長というのが本来であるのに対し、その時間帯に最高責任者が不在というのが日常であるという現実です。これは、同法第147条の町を統轄し、これを代表する、第154条の職員を指揮監督するという町長の役割と責任に問題が生じると考えます。

庁舎内に不在であっても、町内にいる場合には、早急に役場に戻り、陣頭指揮を取ることは可能ですが、そうでない場合は指示系統に支障を来すおそれがあります。災害によって道路が寸断されれば、野辺地まで出向くことができなくなるし、電話などの通信網がダメージを受け使えなくなれば、遠隔での指揮も不可能となります。町長、副町長の日頃の退庁時間を考えたときに、これが現実的にあり得ます。

そこで、お尋ねいたします。災害時における町長、副町長の動きについて、また町長が考える危機管理について伺います。町職員は、午前8時30分から午後5時15分までが基本的な就業時間であると承知しています。町長、副町長は、職員が事業や書類等の決裁を求めるのに対して、その内容を把握し、可否を決定することも重要な職務と考えます。例えば週末になってから、相手方の急な

要請で関係書類を当日発送となった場合、午後4時以降になって、やっと必要な書類が完成しても、決裁者が不在であれば決裁を得ることができず、その日の発送はできません。つまり相手方にご迷惑をおかけすることになり、町の信頼が失われることにつながります。

そこで、3点をお聞きします。

町長、副町長は、不在時に決裁が滞ることによる事務作業への影響をふだんから想定されているのか。あるいは、急な要請には応じないというお考えであるのかを伺います。

2つ目に、行政に対する町長及び副町長の責任について、町長の見解を求めます。

最後に、日常的に町長は午後3時、副町長は午後4時に退庁される理由と、今後もこれまでと同じ時間にお帰りになるのかをお聞かせ願います。

次に、役場庁舎建設事業費及び統合小学校建設事業費の財源となる原子力立地給付金と、交付税措置された地方交付税について伺います。原子力立地給付金は、これら建設事業における主要財源であり、事業に用いられる地方債の償還にも使われます。

そこで、次の点についてお尋ねします。

1つ目に、原子力立地給付金を原資とした役場庁舎建設基金と学校建設基金の現時点での残高。

2つ目に、この2つの事業それぞれの地方債償還が完了するまでの間、原子力立地給付金が幾ら給付されるのか。給付見込額の推移と償還完了年度までの給付総額の見通しをお伺いします。

3つ目に、今後原子力立地給付金をどちらの基金に、いつまで、幾らずつ積み増ししていくのか、振り分け方と積み増し予定額の推移をお伺いします。

4つ目に、原子力立地給付金は、償還完了までに総額で幾ら必要となるのか。

この4つをお聞きします。

庁舎建設事業と統合小学校建設事業における建設費の多くは、地方債に依存しています。依存という言葉がふさわしいかどうかは別としても、これら事業のために、現在までためてきた庁舎建設基金や学校建設基金の残高だけでは事業費全額を支払えないのが現実です。交付金のある小学校建設事業でさえ、事業費の半分以上は地方債を利用することになります。地方債を償還するための財源は、基本的には先ほどの原子力立地給付金を原資とした庁舎建設基金、学校建設基金となりますが、もう一つの財源があります。それは、交付税措置された地方交付税の一部です。

町は、有利な地方債を利用して事業費に充てると説明されてきました。役場庁舎建設事業では市町村役場機能緊急保全対策事業債、統合小学校建設事業では過疎事業対策債で、いずれも交付税措置がある特別な地方債であると承知しております。この交付税措置によって償還額の一部が地方交付税の算定時に算入され、地方交付税に含まれて交付されます。この地方交付税の一部も、地方債償還の財源であると承知しております。

そこでお聞きします。交付税措置された地方債償還額の一部は、地方交付税にそのまま増額され

て交付されるという認識をされているのか伺います。

原子力立地給付金が地方債の償還が完了するまでの間に人口減少等による世帯数が減少することは確実であると思われることから、現在の給付額が維持される保証はありません。また、交付税措置された地方交付税についても、私は交付税算入額が全額交付されているのではないという認識であり、このように財源確保の先行きが不透明な状態での事業計画の継続は無謀と考えます。既に完成した役場庁舎については、計画変更が困難であったとしても、統合小学校建設事業の計画見直しはまだ間に合います。特に財源の見直しは不可欠であると考えます。

そこでお伺いいたします。財源の見直しをせず、今後も原子力立地給付金を使うことによって、一般会計には影響はないという説明を続けるのか、あるいはこれまでの説明を撤回して財源の見直しを行うのか、町長のお考えを伺います。

前にも述べましたが、私は小中学校統合による義務教育一貫校も視野に入れていることから、財源の見直しはもちろん、事業規模も含め統合小学校建設事業計画そのものを見直す必要があると考えておりますので、事業見直しの必要性を訴え質問といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、赤垣議員のご質問にお答えいたします。

1点目ではありますが、町長と副町長、そして町議会議員の皆様は、地方公務員法第3条第3項に規定されている特別職の地方公務員になります。この特別職は、同法において一般職に適用されている勤務時間や服務規程等は適用されておられません。町として事務を適切に執行するために大切なことは、決裁や打合せができるスケジュールを共有しておくこと、また災害時を含め、緊急時に迅速に対応できる連絡体制と組織体制を整えておくことであります。例えば災害が発生し、または発生するおそれがある場合に関しては、町が策定している地域防災計画の中で、準備段階から警戒段階、発生段階等の各フェーズを想定した配備体制や職員の対応マニュアルを定めており、町長が在庁の場合、不在の場合のそれぞれの報告、連絡、指示系統に従って対応することになっております。

災害発生時に迅速かつ適切に対応し、被害を最小限に食い止めるという危機管理のため、こうした体制整備のさらなる充実と職員のスキルの向上に引き続き取り組んでまいります。

続いて、2点目のご質問ではありますが、初めに原子力立地給付金相当額を原資とした基金の令和6年度末現在の残高についてお答えいたします。役場庁舎建設基金については2億7,733万8,000円、学校建設基金については7,061万6,000円となっております。

次に、役場庁舎建設事業及び統合小学校建設事業それぞれの地方債償還が完了するまでの間、原子力立地給付金が幾ら給付されるのかというご質問ではありますが、原子力立地給付金相当額は、今後の人口減少等も加味しますと、令和7年度を起点といたしまして、役場庁舎建設事業に係る地方

償還が完了する令和26年度までの20年間に約22億7,000万円、統合小学校建設事業に係る地方債償還が完了する令和35年までの29年間に約31億5,000万円と見込んでおります。

次に、今後原子力立地給付金相当額をどちらの基金に、いつまで、幾らずつ積み増していくのかについてお答えします。役場庁舎建設基金には、令和7年度から令和25年度までの19年間、年間4,000万円から7,000万円程度、総額で11億円程度積み立てていく予定です。学校建設基金には、令和7年度から令和30年度までの24年間、年5,000万円から1億円程度、総額で15億3,000万円程度積み立てていく予定であります。

次に、原子力立地給付金は償還完了までに総額で幾ら必要となるのかというご質問であります、2つの事業を合わせて28億5,000万円程度必要となる見込みであります。

次に、交付税措置された地方債償還額の一部は、地方交付税にそのまま増額されて交付されると認識されているかというご質問であります、増額されて交付されると認識しております。

次に、財源の見直しを行わないのかというご質問であります、これまで議会統合小学校新築事業調査特別委員会を5回にわたり開催していただき、計画の内容、スケジュールはもとより、概算事業費とその財源、資金計画等についてもご説明申し上げたところであります。

そして、令和7年3月の定例会では、実施設計に係る予算等を可決していただいたところであり、議員の皆様には未来を担う子供たちのため、安全、安心な教育環境を整備することにご理解いただいていることに対しまして、改めて感謝申し上げます。今後も議会で承認されました事業計画に基づき進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の再質問を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ご答弁ありがとうございました。少し時間がかかる再質問になってしまいますので、急いで進めたいと思います。

再質問に当たりまして、地方交付税に関連する資料を準備いたしました。言葉だけでは伝えにくい部分が多くて、見ていただけることで理解してもらえのかなと思い準備しましたので、資料を使って再質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

では、まず資料の1、地方交付税を説明しています。本来は、市町村などの税収とすべき云々と書かれてありますが、要するに国から町に交付される一般財源であります。

資料の2、その地方交付税の交付額はどのように求められるのか、その算定方法がこれです。基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたのが地方交付税の普通交付税となります。

資料の3、基準財政需要額は、自治体が道路整備や福祉、教育などの行政サービスを行うために必要なお金の目安、町が必要とするお金であります。一方、基準財政収入額は、自治体が住民税や

固定資産税など自分で集められるお金の目安、自前のお金であります。自前のお金だけで不足してしまう分を国が補う、補填するという形が普通交付税であります。これは、自前のお金と同様に使い道が自由な一般財源です。

では、普通交付税と基準財政需要額、基準財政収入額の関係を見ていきたいと思います。

資料の4、先ほどの説明のとおり、行政サービスに必要な金額に対して町が集められる金額が幾らあって、それで不足する分が普通交付税として交付されるとありました。具体的に分かるように、これに仮の金額を当てはめてみます。町では、行政サービスに40億円が必要と仮定します。一方、町の収入は14億円と仮定すると、26億円が財源不足となります。この不足分26億円が普通交付税となります。

この40億円、14億円、26億円の割合を見てみると、資料の5です。この金額のときに、基準財政需要額を100%とすると、基準財政収入額は35%、普通交付税は65%となります。

資料の6、先ほどの引き算を当てはめてみると、100%から35%を引きますから、残りは65%となり、この場合基準財政需要額に対する普通交付税は65%であることが分かります。この算式に実際の野辺地町の金額を当てはめてみます。

資料の7、総務省のデータ、決算カードを基にしています。令和5年度の野辺地町の基準財政需要額は38億4,976万4,000円、基準財政収入額は13億7,656万3,000円で、この年の普通交付税は24億7,302万1,000円でした。

これをまた割合で見たのが資料の8。基準財政需要額が100%だと基準財政収入額は35.76%、普通交付税は64.24%となります。

ここから今回のテーマ、交付税措置に入っていきます。

まず、資料の9、基準財政需要額の中身を知る必要があると思います。

資料の10、基準財政需要額は、町の面積、道路の総延長、海岸線長、人口、学校や消防署の数など多くの項目に分類され、これをベースに町が行政サービスを維持するために必要と考えられる費用を国が算出した金額です。

資料の11、左から消防費、土木費、教育費、厚生費など、算定のベースとなる測定単位が並んでいます。これに単位費用と補正係数を掛けた金額の合計が基準財政需要額となります。

この中で私が注目しているのは、資料の12、右から4項目めにあります公債費5億1,131万7,000円です。

資料の13、普通交付税の算出は、前の説明のとおり基準財政需要額38億4,976万4,000円から基準財政収入額13億7,656万3,000円、35.76%が差し引かれます。

資料の14、令和5年度は、基準財政需要額の64.24%に当たる24億7,302万1,000円が普通交付税として町に交付されました。

資料の15、基準財政需要額から差し引かれる基準財政収入額は、全ての測定単位から満遍なく引かれるはずですが、ここで注目すべきは、地方債の償還に充てるための公債費からも同率の35.76%が引かれるということです。

資料16、公債費、5億1,131万7,000円の35.76%である1億8,284万7,000円を引きますから、地方債の償還に充てるべくして地方交付税の一部として交付される金額は、残りの3億2,847万円となります。

資料17、町が地方債の返済に充て込んでいた金額の6割強しか交付されない、つまり満額交付はされないことが分かります。

資料の18、私が問題視しているのは、ここからです。交付税措置、または交付税算入についてです。町は、庁舎建設事業と統合小学校建設事業にも地方債を充てるとしています。庁舎建設時に充てる地方債は、先ほども申し上げたとおり、市町村役場機能緊急保全対策事業債を、統合小学校建設には過疎事業対策債を使うとしています。どちらの地方債も交付税措置のある地方債で、措置の割合はこのとおりです。

資料の19、市町村役場機能緊急保全対策事業債は、起債対象経費の20.25%が交付税措置の割合となります。

資料の20、令和6年2月の町からの資料によれば、役場庁舎建設事業に関する地方債償還の総額は19億6,793万6,000円、返済に充てる財源としては、交付税措置された地方交付税が5億8,802万6,000円、原子力立地給付金相当額を積み立てた庁舎建設基金から13億7,991万円とあります。

資料21、交付税措置された分は、地方交付税の一部として幾ら交付されるのかを考えてみたところ、大きな問題に気がつきました。交付税措置された金額が満額交付されるものではないということです。交付税措置によって基準財政需要額に算入された公債費分が、仮に令和5年度の基準財政収入額と同程度の35%の割合で差し引かれたとすれば、5億8,802万6,000円のうち、2億508万9,000円も減額となり、3億8,221万7,000円しか交付されないことになります。ただし、これは単年度ではなく、最終的な総額であります。その不足分は、地方交付税以外の財源、つまり庁舎建設基金からの支出を増額する必要があります。計画では、基金からの支出は13億7,991万円を見込んでいたところですが、2億508万9,000円も多く支出しなければならず、その総額は15億8,571万9,000円に膨らみます。もし原子力立地給付金だけで足りなければ、一般財源からの支出も必要となります。

資料の22、現状の役場庁舎建設事業における地方債償還計画のままでは、償還に充てる財源が不足するので、これまで町が説明してきた原子力立地給付金を財源とすることから、一般会計には影響はありませんという理論は破綻します。今後見込まれている統合小学校建設事業に至っては、さらに深刻です。令和7年1月の想定では、総事業費56億5,537万7,000円のうち、42億8,710万円は過疎事業対策債を充てることとしております。この地方債は70%が交付税措置されることから、町は

これまで実質負担が30%で済むと説明してきたことは皆さんご承知のとおりです。

資料の24、町の説明のとおり、確かに過疎事業対策債は70%が交付税措置されます。

資料の25、先ほどの金額と少し変わりますが、令和6年9月の町からの資料によれば、事業費に充てる地方債の総額は48億8,864万2,000円。これの30%に当たる14億6,659万3,000円は、学校建設基金から、残り70%の34億2,204万9,000円は、交付税措置された地方交付税を充てると説明されています。ここで、また先ほどと同様に35%の基準財政収入額を引くことを考えると、11億9,771万7,000円が差し引かれることになり、残り22億2,433万2,000円が普通交付税の一部として交付されることとなります。このことから、基金からは14億6,659万3,000円ではなく、36億6,431万円の支出が必要となります。

資料の26、つまり現在計画されている統合小学校建設事業の財源措置では、学校建設基金が11億9,771万7,000円不足することになります。

資料の27、この2つの事業における地方債償還では、地方交付税の交付税措置分が計画よりも少なく交付されることから、合わせて14億352万6,000円も不足することが予想できます。つまりこれから2つの基金には、計画よりも多く積み増す必要がありますから、原子力立地給付金だけでは財源不足に陥るということです。

このことを踏まえて、統合小学校建設事業を見直す、あるいは財源を見直す必要があると思いますが、改めて町長にお伺いします。いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 難しい数字が並んだ資料の作成、お疲れさまでございました。

議員独自の算定では、さらに何億も必要になるという計算のようですが、数字は置いておいて、要するに地方債という多額の借金をして事業をすることに疑問を抱いているというのが議員の本旨だと思います。そういうことでお答えすれば、地方債を使わずに事業をどうやってやるかというのをシミュレーションしたときに、事業費は57億円かかります。補助金が11億円ぐらい来ます。残り四十数億円が必要になりますけれども、地方債を使わないと交付税措置がありませんので、四十数億円を丸々貯金しなければいけない。給付金相当額は、年間1億円ぐらい見込まれますので、四十数年間積立てして、ようやく事業に着手できる。では、四十数年後に建設事業費、同じ値段ですか、物価は上がっていませんか。多分数倍になっているでしょうけれども、仮に大分低く見積もって1.5倍だとしても、さらに20億円、さらに20年給付金相当額を積立てしなければいけない。結果として、60年以上先でないと事業に着手すらできないというのは、何も難しい資料なしで分かるわけでございます。

議員のおっしゃる小中一貫にしたとすれば、さらに大きな事業費がかかると思います。したとしても、財源の問題は全く解決されません。

こうして何十年も、60年も70年も、子供たちはどこで、どういう環境で勉強すればよいのでしょうか。先般の耐力度調査で危険建物というふうに判定されました。一年でも早く安心、安全な教育環境を整備してやらなければいけないという状況において、我々大人の責任は何かというのをしっかり考えていかなければいけないというふうに改めて思いました。

なお、今後役場庁舎と同様に、物価が高くなっていくかもしれません。そうすれば、事業費はまた増えるかもしれません。あるいは、着工後に役場と同様、スライド条項というのを適用しなければいけない場面も出てくるかもしれません。仮にそうなったとしても、その分積立期間を延長してでも、子供たちのためにちゃんとした環境をつくってあげるのが我々の責任だと思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まず1つ、否定しなければならないことがあります。副町長は、私が地方債の利用を否定しているというか、好んでいないというか、そういう解釈だと申されましたけれども、私はそのようには考えておりません。当然ながら公共施設、大きな事業となったときには、今ある財源だけではできないのは十分承知しております。そのために、こつこつと基金を積み立てていくということもやっておりますし、それも十分理解しております。さらには、長きにわたって使う公共施設に至っては、後年度、後の町民の皆さんも利用するということから、公平公正にその事業費を負担していくという考え方も理解しています。

しかしながら、果たしてそれが公平公正かと言われると、今の人口、町の収入がずっと維持されるのであれば、公平公正かもしれません。しかしながら、人口が減った20年先、今と同じ金額を返済するとなったら、負担の割合というのは相当大きくなると考えています。それもしっかりと考慮した上で、地方債というところを利用しなければならないというのが私の考えでありますので、地方債を否定するという副町長のご発言は、私は違うと申し上げておきます。

町長に、かつて将来の財政運営について質問したときに、不確かな部分であることから、明言は避けられました。確かに20年先の財政というのは、未来の話ですから、私にとっても、皆様方にとっても分かるものではないと思います。ただ、そのどうなるか分からない20年先、二十何年先まで地方債の償還は今確定するわけです。要するに25年先、20年先の町民負担を今私たちが決めてしまうということに、もっと慎重にならなければならないのではないのかなと思っているのですが、将来の財政状況というのは当然分かりませんが、そこに対して支出を今決定するということに対して、町長は何かお考えはありませんか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 決定するということについて、ちゅうちょはありませんかと今おっしゃら

れましたが、決定しないと事業ができません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） いずれにしても、事業の計画、財源の見直しもする考えがないという答弁だと私は受け取りました。

庁舎建設事業でも、小学校建設事業でも、地方債の償還には原子力立地給付金を原資とする基金を充て、それに加えて地方交付税の交付税算入分を当てにしていると思いますが、先ほどの説明のとおり、私は交付税算入された国の支援分は満額町に来るとは考えておりません。

総務省に問合せをしたことがあります。交付税算入はあくまでも基準財政需要額に算入されるもので、地方交付税がそのまま増額されるものではないとの回答もいただいております。つまり交付税算入された金額は、満額が地方交付税に含まれて交付されるものではないと私自身は確信しております。

臨時財政対策債は廃止されることになりましたが、これは償還時に全額が交付税算入されることから、実質的な町の持ち出しはないとか、様々な事業における財源について、7割が交付税算入される過疎債を利用することで町の負担は実質3割で済むと説明されてきましたが、実際には先ほどの資料のとおり、3割の負担では済まないというのが私の見解であります。

町民や議会に対するこれまでの間違った説明を訂正しようというお考えは、町長ございませんか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

まず、赤垣議員がお作りになった資料についてですが、最初のほうについては確かに総務省のほうで示しているものと似通っているところがあって、一部引っかかるところはありますけれども、まず読めていけるのですが、根本的にちょっと引っかかるところは、資料の13のところになります。こちらでは、基準財政収入額相当額がそれぞれの算定項目、あるいは測定単位と呼ばれるものから満遍なく引かれますと書いています。この表現は、総務省ではされていないと思います。ここが大きく相違していて、ここから勘違いと言えれば悪いですね、見解の相違がありまして、根本的に資料の17の下から3行目に「1億8,284万7,000円も少なく交付される」という表現になっております。ここのところは、ちょっと受け入れ難いものがあります。

説明としましては、赤垣議員のお作りになった資料の4のところに、せっかく「わかりやすい金額」というものを書いてくださっていますので、ここを使いますと、この資料4の左側の緑色のところに、基準財政需要額40億ですと、右上の赤いところに町の基準財政収入額が14億円だとすると、残り26億円が普通交付税として来ますと。この緑のところに町の場合は5億円の公債費が入っています。この5億円が仮にぽっとなくなるとすると、35億円となりますよね。ここから、では右上の赤いのは幾ら引くのでしょうか。14億円ではないですか。これを変わず引くと、普通交付

税は21億円になってしまって、公債費の算入がないと5億円減ってしまいます。なので、そういう意味で、増加需要額として、この算定項目で見えています。

総務省さんに照会されて、この基準財政収入額分が差し引かれて普通交付税という考え方には問題はないのですけれども、では算定項目、あるいは測定単位と呼ばれているもので、公債費の部分が全くなかった場合、これが基礎数値もなくして何も算入されていなかったとすると、交付税はどうなるのかという考え方をすると、まずここで分かりやすく、もともとなければ5億円が引かれるというふうに見れると思います。

これが1つ目の話で、2つ目としては、もう一回、この26億円と書かれている交付税、こちらの額からさらに35.7%を引くようなお話を後ろのほうで展開されておりますけれども、ここも受け入れ難い内容が書いていると思います。

まず、主張されている資料の内容が、我々町のほうでは見解が相違するということをお伝えしてから、最初に町長が答えたとおり、算入されているというお答えになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今企画財政課長がお話しされた公債費が入っていなかったらどうなるのという仮定の話ですけれども、基準財政収入額というのは、これもまた国が試算したもので、様々な項目で算定されているというところは承知しています。公債費が含まれなければ、そのまま収入額が、同じ金額であれば、交付税、地方交付税が少なく来るよねという説明だったと思います。

私自身の考え、これは国に確認したものではありませんけれども、地方交付税という金額、その年度ごとに日本全体で見たときに、金額は変わりますよね。地方財政計画というところで金額が決まるということでありますから、結果的に市町村に割り当てられる地方交付税というところも、それによって増減があると私は認識しています。

説明には加えませんでしたけれども、調整額、最終的に補正する係数があります。そういったところも考えると……どこで説明したかという、ちょっと資料をすぐに探せないのですが、補正する係数もありまして、それは自治体ごとに違うという認識を持っていますけれども、そういったところで、いずれにしても交付税算入された地方債償還分が丸々来るということは、私はあり得ないと思っております。ここは、考え方、視点が変われば企画財政課長のおっしゃった話も筋は通るのですが、私はそういう考え方は持っていないので、こういう発言をしております。

町としては、交付税算入された分が満額地方交付税に含まれて交付されているという見解であるということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） そのとおりでございますが、議員独自の計算方法をご披露するのはよろしいのですけれども、子供たちの将来がかかった重要なプロジェクトでございます。そこは、き

ちっとした国の資料なり、我々確認しながら事業を進めているつもりでございます。そこに間違いがあればご指摘していただければよろしいと思うのですけれども、そうでない部分では、なかなか我々も受け入れ難い部分がございます。引き続き子供たちの未来のため、この事業にはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。しっかりと私も今後これについては確認をしながら、これからも検討していきたいと思います。

1点目の質問の再質問に行きたいと思いますが、最後のほうに町長は3時、副町長は4時に退庁されるのはなぜかという理由を求めたのに対して、答弁をいただいております。また、これまでと同じ時間に今後もお帰りになるのかというところもお聞かせいただいておりますので、ご答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 勤務時間の規定のない特別職に対して、3時がどうだ、4時がどうだという議論そのものにどれだけの意味があるのか、ちょっと疑問に思いますけれども。重要なことは、町長も副町長も議員の方々も同じ特別職ですけれども、町長も副町長も自らの職責を果たすために、自らの判断の下、自らの責任において行動すべきものであるというふうに考えております。

あと、ちょっとお話ししておきたいこととして、何年か前に県外の自治体の長が日課にしていた朝の散歩のときに襲われたというニュースがありました。幸い大事には至らなかったようでございます。市長の行動パターンが漏れたことが被害に遭った要因の一つというふうに言われております。議員おっしゃるとおり、自治体の長である町長は、町を統括し、指揮するという重要な役割を担っております。その町長の身の安全を図るというのは重要なことでありますが、そういう観点から、町長の行動パターンを公にする、拡散するというのはいかなるものかというふうに思います。

加えまして、特別職というのは公務のほかに政務やプライベートも時間内に行っております。そういう政務やプライベートを含んだ行動の情報を公にすることが個人情報の保護、情報の漏えいの観点から、果たして適切であろうかと思ひながら、ご質問を聞いておりました。いずれにしましても、繰り返しになりますけれども、町長も副町長も自らの職責を果たすため、自らの判断の下、自らの責任で行動すべきものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の答弁でちょっと分らなかったことがあるのですが、プライベートの時間内に行っているというお話でしたけれども、その辺ちょっと分からないのですけれども、時間内というのは、どういう時間内にプライベートなことも行っているということですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 言葉尻であろうと思いますが、議員のおっしゃる３時までの時間ということでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 特別職なり私たち議員なりが、決められた時間がないというのは十分承知しています。何でこういう質問をしたかという、要は町民感情なのです。よその町長は５時までいるよとか、そうやって言われたときに、答えに苦しむのです、私自身が。ですので、どういう理由でお帰りになるのかというところを、考え方をお伺いしたかったということであります。

行動パターンを公にするのはいかがなものと言われましたけれども、一般の人が見れば分かるわけで、それを議会で言うか言わないかだけの話ではないのかなと私は思っています。

いずれにしても、お答えいただけないということであれば、これ以上質問しても仕方ないかなと思いますので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の一般質問を終わります。

10分間の休憩をします。

休憩（午後 ２時 23分）

再開（午後 ２時 35分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

８番、中谷謙一君の登壇を許します。

８番、中谷謙一君。

○８番（中谷謙一君） よろしく願いいたします。それでは、一般質問をさせていただきます。８番、中谷です。

質問事項は、犯罪被害者等支援条例についてです。野辺地町における犯罪被害者等支援条例について質問させていただきます。近年、犯罪や、これに類する行為により被害を受けた方々が、その後の生活や心身の回復において様々な困難を抱えている状況が社会問題として指摘されております。

こうした中で、全国の自治体においては犯罪被害者や、そのご家族等に対する支援を目的とした犯罪被害者等支援条例を制定し、相談窓口の設置や支援金の給付、必要な情報提供、心のケアの支援など、被害者に寄り添った支援の充実が進められております。

そこで、町の現状と今後の対応について、以下の数点を伺います。

町において、犯罪被害者等の支援に関する現状の課題や条例の必要性についてどのように認識し、実効性のある支援の在り方について、今後どのように進めていくかを伺います。犯罪被害者等支援

条例の制定に向けた現時点での検討進捗状況や課題、今後の見通しについて伺います。

条例制定までの間、町として被害者支援を進めるための具体的な取組や支援策にはどのようなものをお考えられるか伺います。犯罪被害者等への支援を効果的に行うためには、関係機関や地域住民等の理解と協力も不可欠であると考えますが、啓発活動や連携体制の構築について、町としてどのように取り組んでいくか伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、中谷議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、日本の犯罪被害者への支援についてご説明申し上げます。日本の犯罪被害者への支援は、1990年以降から加速し、2004年には犯罪被害者等基本法が制定されるなど、基本的な体制が整いました。その後2019年には、全都道府県に総合的対応窓口が設置され、2024年4月には、全ての都道府県に犯罪被害者等支援条例が制定されました。現在は、各市町村での条例制定の流れが波及してきている状況であります。

全国の傾向とともに、本県でも令和4年から県内の市町村において犯罪被害者等支援条例が制定され始め、犯罪被害に遭われた方の生活の支援をはじめとした体制が整備されてきております。

当町におきましても、令和5年に検討を始め、状況を把握するために、令和6年度に無作為に抽出した町民の皆さんに対するアンケート調査を行いました。その結果、300人弱の方から回答をいただき、結果といたしましては、自分も犯罪の被害に遭うのではないかと不安を感じる人が、いつも不安を感じる人と、時々感じる人を合わせて45.7%でありました。また、犯罪の被害に遭ったときに相談する機関の中で、知っている相談先は、警察署が93.6%、弁護士が37.2%、次いで市町村の窓口が24.5%となり、4分の1の人が役場に相談窓口があると認識しておりました。そして、犯罪の被害に遭った人のために町がどのような支援をすればよいかという質問では、総合的な相談窓口による支援が50.3%、次いでカウンセリング等の精神的な支えが47%となり、支援機関等に関する情報提供も30.2%という結果でした。

これらのことから、犯罪被害者及びその家族への支援で町が求められているのは、身近な町役場での相談窓口や寄り添い型の支援のニーズでした。この調査結果を踏まえ、町では犯罪に遭われた方や、その遺族への支援の在り方について検討を重ね、今年度中の条例制定を目指すこととしております。

また、条例制定までの間は、関連する情報の収集に努めながら、相談窓口を整備する準備を進めてまいります。

加えて、議員ご質問の啓発活動や連携体制の構築についての町の取組についてですが、条例骨子の自治体の基本的施策の中に、理解の増進があります。町民の皆さんへのアンケートの中でも、支援について、分からないや、考えたこともないと回答した方もいらっしゃったことから、相談窓口

にすることや支援及び対策について、広く周知してまいりたいと考えております。

また、主な連携先である野辺地警察署についてはこれまで以上に連携し、各個人の事情に十分配慮しながら適切に支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の再質問を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。大分条例制定に向けて準備が着々と進んでいるということで伺いました。

それで、1つ伺いますが、その条例の支援対象ということに関して、直接の被害者とか遺族、家族など、その範囲はどのように考えておられますか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 答えいたします。

犯罪被害者支援条例の対象につきましては、犯罪の被害者の方と、あとそのご遺族という規定がございます、その範囲だとか状況につきましては、他の条例などを見ながら検討をしていきたいと思っております。

一定の基準があるというふうに我々も把握しておりました。しかしながら、警察署ではできる限り市町村において差がないような形で、どこに住まわれておられても、その支援が受けられるようにという要請もありますので、検討を続けて、適する対処として条例のほうに定めたいと思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 国が犯罪被害者等基本法をつくったのが平成6年、2004年ということで、あれから20年ぐらいたって、ようやく各自治体とかが条例を制定するようになって、その条例制定に関しての生の声として、野辺地町ではアンケートを取ったということだと思っておりますけれども、まずは犯罪被害者等基本法をしっかり成立させる、成り立たせるために補助的に自治体が各自治体ごとの特徴ある条例をつくるというように考えた場合、各市町村がある程度均等である必要もあると思うのですが、野辺地町として独自にこういった支援策があるよという、そういったものは考えておられるでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） この条例制定につきましては、やはり日本全国どこにいても支援を受けられるというふうなところは、やっぱり導入されるべきだとは思っておりますけれども、町と

しては相談窓口を明確化しまして、それで寄り添い型の支援をしていきたいと思っております。

プライバシーに十分配慮して、警察署と連携しながら個人情報をきちんと守って支援をしていくということになりますが、市町村のこの条例につきましては、生活支援というところが大きい太い部分で土台でありますので、お仕事や住まい、あと生活についてのいろんな相談が、自治体としては寄り添って支援ができる。今各課で対象にしておりますような住まいの制度だとか、そういう町営住宅のことだとかも含めまして、町で横断的に支援をしていくという形で今検討を進めています。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 実効性のある支援の在り方ということで考える場合、経済的な支援、それから精神的なケアや一時避難、移転支援など様々あると思うのですが、この経済的支援というのも重要なことだと思います。見舞金とかそういったものを町のほうで準備するということですが、県内で見舞金の設定をしていない条例をつくった市町村もあるのですけれども、野辺地町では見舞金というか、経済的支援というのはどのように考えていますか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

見舞金についても検討を進めておりますし、どのような見舞金を、見舞金のほかにいろんな助成金とか、各市町村によっていろいろございますので、そちらのほうも調べております。

犯罪の被害に遭われた方につきましては、警察庁とか法務省で、給付金や犯罪被害者への公費負担制度とかいろいろあるのですけれども、決定までに半年以上かかるということで、直近の生活の支援というのは非常に重要だと思っておりますので、そのところにきちんと補えるような形の見舞金というのも一つの手段として検討を進めております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） いろいろ慎重に検討されているとは思いますが、犯罪の被害者になるというのは、あしたなる可能性だってあるのです。そういった今準備している条例ができる前までに被害に遭われた方に関しては、対処をどのようにしようと考えておられますか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

今被害に遭われた方で、この条例の策定前に被害に遭われた方をどのように支援していくのかというところになりますけれども、それについては今検討を進めているということになります。ほかの市町村の事例などを十分に調べて進めていきたいと思えます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 今県内に40市町村ございますが、条例制定の市町村はどの程度あるか、調べられましたか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 調べております。でも、令和6年度までの資料になりまして、直近の資料については、7年度に入ってからデータのについては、警察署のほうでも把握がまだされていないということですが、大体の数のほうはお伺いしております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 私がちょこちょこ調べたことをお話しさせていただくのですが、40市町村の中の37市町村がもう条例をつくられています。これは、7年度の4月1日の時点で。あと3町なのです、未制定というのは。それが平内町、横浜町、そして野辺地町、この3町だけです。先ほど話しました見舞金なしというのは、五所川原市、中泊町をはじめとする7市町村、こういう状態になっています。ですから、野辺地町としてはある程度の情報を収集したと思うので、できるだけ早急に条例制定をすることをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 当町としましても、令和5年度から検討を進めまして、昨年度につきましては町民の皆様にアンケート調査をお願いしまして、そこでやっぱり当町としてどのような条例制定がよいのかというところに検討の時間を費やしております。計画どおり今年度、町長の答弁にもありましており、今年度の早い時期に制定を目指すというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 市とか町から、二、三条例を取り寄せしてみたのですが、ある程度は基本法を基にしての条例で、条例の内容も、ぶっちゃけほとんど変わらないです。だから、そのまま使えばいいということではないのですが、参考にする条例がこんなにたくさんあるのですから、一日でも早く私は条例を設置していただきたいと思います。

もう3時になるので、早めに終わりますが、条例制定には具体的にどのような支援策拡充が可能となるか、犯罪被害者やそのご家族が安心して生活が再建できるよう、町としての積極的な支援体制の構築を期待して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の一般質問を終わります。

次に、5番、五十嵐勝弘君の登壇を許可します。

5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。私の質問事項は、1点でございます。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災及び津波避難対策についてであります。令和3年12月に中央防災会議から、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定が出され、最大クラスの地震津

波が発生した場合、死者数は最大20万人、経済的被害額は最大31兆円にも上るとした推計が示されました。そして、今年1月に政府の地震調査委員会が公表した今後30年の間の大地震や巨大地震の発生確率によると、日本海溝沿いではマグニチュード7.9程度の地震の確率が20から40%、マグニチュード7.4程度が80から90%、千島海溝沿いではマグニチュード8.8以上の地震の確率が7から40%、マグニチュード8.0から8.6程度では20%、マグニチュード7.8から8.5程度では80%と、発生確率が以前より上昇しております。

県内では、昨年11月から12月に陸奥湾を震源とする地震が10回観測され、このうち2回は震度4で、記録の残る中で過去にない強さとなり、気象台でも陸奥湾で今後さらに大きな地震が起きた場合は津波が発生する可能性があるかと警鐘を鳴らしています。

また、この1か月の間に北海道において震度4の地震が5回観測され、いつ起きてもおかしくない巨大地震への早急な対策が必要と認識しているところであり、町の防災対策について何点か質問させていただきます。

1点目、令和4年5月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画が変更となり、自治体の津波避難対策に関する緊急事業計画の作成方針が示されたところですが、当町においては平成30年野辺地町津波避難計画（簡易版）を作成したと承知しておりますが、内容の大部分が野辺地町地域防災計画（地震・津波災害対策編）に示されているため簡易版としたとあるが、町ホームページでPDFの閲覧をすると抜粋部分のみで、見る側からすると分かりづらいと感じますが、一つの計画として製本することはできないか、お伺いします。

2点目、今年度、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の採択を受け、避難所生活環境改善事業として、避難所で使用する資機材等の購入などを検討していると思いますが、事業内容の詳細についてご教示ください。

3点目、今年3月、むつ市において、防災食育センターが完成、落成式を行ったと新聞、テレビ等で報道がありました。この施設は、平時は学校給食の調理や配送、住民の防災教育や食育の学習の場として活用し、食料備蓄の機能も備え、災害時には避難場所への応急給食の調理や配送、災害支援活動の拠点として運用するとのことでありました。また、お隣の横浜町においても防災除雪ステーションがあり、地域防災の拠点として整備されている状況ですが、当町においても災害備蓄品や資機材等の一元管理や避難所に避難できない方等へのよりどころとして防災ステーションの整備を検討する考えはないか、町長のお考えをお聞かせください。

4点目、防災減災対策として、地域コミュニティの協力が不可欠だと思いますが、自治会の自主防災組織の加入促進や防災士資格取得助成など、日々ご努力されていることと認識しております。今現在の自主防災組織の加入団体数と増減、昨年度の防災士資格取得に係る助成を受けた人数、またこのほか、防災減災対策として取り組んでいる事業がございましたら、ご教示ください。よろし

くお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の野辺地町津波避難計画（簡易版）を1つの計画として製本することはできないかについてですが、まず初めに当町の計画からご説明いたします。当町の津波避難計画は、平成28年に策定し、議員ご指摘の平成30年に改定しております。津波避難計画については、平成28年12月5日付で国から発出されました「津波避難対策の推進について」の中で、計画については必ずしも独立の計画として策定する必要はなく、地域防災計画等に必要な事項等を記載することで足りるとされていたことから、町では地域防災計画等の必要事項が記載された部分を抜粋し、計画としたところであります。そのため、ページ数等の統一がされておらず、議員ご指摘のとおり、決して分かりやすいとは言えない状況となっております。

そこで、本年度、津波避難計画の基となっております地域防災計画の全編修正を機に、当該計画の必要事項が記載された部分の修正を含め、その内容を計画に反映させ、分かりやすい一つの計画として改定したいと考えておりますので、しばらくお待ちくださるようお願い申し上げます。

次に、2点目の新しい地方経済・生活環境創生交付金、避難所生活環境改善事業の事業内容についてですが、まず事業の概要についてご説明いたします。本事業は、避難所の生活環境改善及び防災・減災に必要な資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することを支援する交付金事業であります。地域の防災・減災の向上に必要な車両や資機材の購入経費、倉庫スペースの整備に要する経費が対象となっております。補助率は2分の1で、町の負担分については交付税措置のある起債を活用できます。

町では、この交付金を活用し、避難所生活改善事業として避難所開設時に使用する資機材を整備することとし、その総事業費は上限額である8,000万円を計画しております。

整備する資機材は、防災倉庫、シャワー設備、ワンタッチ式折り畳みベッド、簡易トイレ、ペットサークル、クイックパーティション、スポットクーラー、避難所開設キットなどであり、町の避難所数や規模等を考慮した上で必要数を決定し、12月末までに整備したいと考えております。

次に、3点目の防災ステーションについてお答えします。むつ市が整備いたしました防災食育センターにつきましては、新聞報道等でその内容は承知しております。また、横浜町の防災除雪ステーションにつきましては、昨年度の北部上北協議会連合観閲式の会場でありましたので、その際に拝見させていただきました。

さて、防災ステーションの整備を検討する考えはないかとのお尋ねですが、当町においては、まずは役場新庁舎を防災拠点として整備しており、防災ステーションの機能も兼ね備えた施設であると認識をしております。しかしながら、役場庁舎において災害備蓄用品や避難所用資機材等の全て

を保管、管理することは困難であるため、新たな二次的な防災拠点施設については、その必要性の検証と施設の内容や適地等を含めた検討を行ってまいりたいと考えております。

4 点目の自主防災組織の加入団体数と増減、防災士資格取得に係る助成を受けた人数、このほか防災・減災対策としての取組についてであります。まず当町における自主防災組織の結成団体数は昨年度末時点で8団体であり、そのカバー世帯数は約2,900世帯となっており、昨年度と変わっておりません。

次に、防災士資格取得に係る助成を受けた人数ですが、助成事業は平成31年から実施しておりますが、令和5年度までに助成を受けて資格を取得した方は4名であります。令和6年度の資格取得者はおらず、本年度は1名の申請がなされております。

このほか、防災減災対策としての取組についてであります。議員ご承知のとおり、例年実施しております町総合防災訓練、県の訓練と同時開催しております町原子力防災訓練の実施、平成30年から支援事業として各自主防災会の活動等に対し、3万円を上限として補助する自主防災組織活動支援事業を実施しており、これまで4団体が補助を受けております。

当町における自主防災組織の結成数、カバー世帯数は、さきに申し上げたとおりですが、その結成率は46%程度となっており、令和6年4月の全国平均や県平均を下回っている状況です。

町といたしましては、この結成数を増やすため、各自治会や団体等を対象とした勉強会を開催しており、町が実施する補助金などの活動支援やコミュニティー助成事業の活用方法などをご説明しているところであります。

自主防災組織の結成地域が増えることにより、その地域のみならず、町全体の防災に関する意識が高まることとなります。我々行政が行う公助と地域の共助、住民個々の自助が融合することにより、災害時の被害軽減につながるものと考えますので、今後とも新規結成に向けた取組のほか、防災・減災に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君の再質問を許可します。

5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1点目の町津波避難計画については、今年度修正いただけるということで、大変ありがとうございます。町民の方も、より分かりやすい形で閲覧いただけるように改善いただければ、地域防災への理解を深め、また災害発生時の正しい行動にもつなげられると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の新しい地方経済・生活環境創生交付金についてお伺いいたします。この交付金は、今年度のみなのか、また来年度以降も継続されるものなのか、お伺いいたします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

ご質問の交付金、地域防災緊急整備型についてでございますが、国からQ & Aが示されておりまして、令和7年度予算以降については、取扱いについては未定であるというようなことが示されております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 今何でお聞きしたかということ、これ臨時交付金というふうになっていないものですから、継続性があるのかなということでご質問させていただきました。

次に、今回この交付金で購入する予定の資機材ですけれども、現状の避難所で使用する物品として、必要十分なものが今回の交付金で賄えるものなのか、また不足があるとすれば、それは何か、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

今回購入整備によりまして、避難所用資機材としましては、おおむね整備ができるものと考えております。ですが、訓練等の使用によりまして、その必要数等含め、物品も含め、さらに検討して、必要があれば購入等も考えるということとしております。

また、食料等については実数が不足しておりますので、その不足分については計画的に備蓄数を増やしていくということを検討しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） ありがとうございます。食料は不足している状況と。実際に大きな地震、巨大地震が来た場合、避難する方が増えた場合は、その食数があつという間に足りなくなるような事態も想定しなければならないということを考えると、備蓄を増やしていくというのは当然のことかと思います。

それで、避難所開設に至る災害が発生した場合の備蓄品についてであります。現在備蓄している物品及び大まかな数量、これ備蓄場所ごとにお教え願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

まず、町が備蓄します食料等の備蓄品につきましては、まず役場庁舎に備蓄するものにつきましては、食料が230食、飲料水が120リットル、ミルク等が6,800グラム、毛布等が25枚及びジェットヒーター6台でございます。そのほかに、健康福祉ふれあいセンターのほうに食料が2,100食、飲料水

が1,300リットル、ミルク等が6,800グラム、毛布が約800……

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長、ちょっとマイクに近づいてください。

○防災管財課長（木明裕二君） すみません、大変ごめんなさい。

毛布が約800枚、ジェットヒーターが18台、その他生理用品、それから紙おむつ、プライバシーシート、衣類等を備蓄しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 現在の備蓄状況、役場と健康福祉ふれあいセンターということで、それぞれ分けて備蓄しているという状況ですが、先ほど町長も新たないわゆる災害拠点、ヤードを検討しているということですので、これを一元管理できるような施設整備、新しく建てるということではないのですが、災害が起こった際は、あっちに行け、こっちに行けだと、非常にタイムラグが発生しますので、そういうことのないように、やはり一元管理できるような拠点を検討していただくようお願いいたします。要望です。

次に、自治会の自主防災組織への加入を促進する手だてとして、今年度どのように活動していくお考えなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

自主防災組織の結成につきましては、昨年度も実施いたしました各自治会等への会合等にお邪魔しまして勉強会を開催し、開催を今年度も引き続き実施したいと考えております。

また、町が実施いたします防災訓練等におきましても、同様の時間を、もしくはそれに代わるものを実施しまして、結成につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） ありがとうございます。ぜひとも自主防が増えて、いわゆる県平均を上回るような、現状46%をもっとカバーできるような形で推進していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、防災士資格の取得助成につきましては、私以前にも自主防災組織の構成員でなくても、希望する町民に広く助成を拡大してはどうかというふうに要望している経緯がございます。防災知識を身につけた地域リーダーの育成が来るべき大地震や巨大地震、自然災害の発生時に大きな力を発揮するというふうに思いますので、いま一度ご検討をいただきたいなと思います。

要望ですが、答弁できるのであれば、答弁をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

ご要望については承知しておりましたが、現要綱等におきましても、「自主防災組織に所属する者」としております。町としましては、まずは自主防災組織の結成、結成率、カバー率を向上させたいということで取り組んでおりますので、そのカバー率向上を何とか図っていききたいというのを第一に考えております。

まず、その実施いたします勉強会等、それから勉強会におきまして町の補助金等の支援活動をお伝えしながら、新たな結成に向けて取り組んでいきたい。そして、防災士資格者の増につなげたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 5 番、五十嵐勝弘君。

○5 番（五十嵐勝弘君） ありがとうございます。ぜひとも自主防が増えて、その中で防災士の資格を取りたいという人が増えて、各地域に防災士の方が増えると、初期段階での被害が少なくなるということが言えると思いますので、ぜひとも推進についてよろしくお願いいたします。

最後、今年3月に南海トラフ巨大地震の被害想定が新たに公表されました。これによりますと、最悪の場合の犠牲者数ですが、僅かながら減少、これまでの取組の効果や迅速な避難に向けた今後の取組、耐震化の推進等により、さらに犠牲者は大幅に減らせるとされております。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震におきましても、いつ何どき被害想定が変わるか分からないような状況でございます。また、南海トラフ同様、今後の防災対策によって被害を最小限に食い止めることも可能かと思っておりますので、ぜひとも町民の安全、安心を第一に考えた施策の推進を要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 5 番、五十嵐勝弘君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3 時 1 4 分）